

令和8年度 主要事業に関する提案書



令和7年7月

東 広 島 市



1 東広島市次世代学園都市構想の推進

【提案先：内閣府、広島県】

【提案事項】

- 東広島市次世代学園都市構想の実現に向けた新たなまちづくりへの取り組みを支援すること
- 県全体の発展に資する取組みを県・市一体となって推進すること

【現状・課題等】

- ・令和4年度から、東広島市と広島大学、民間企業の共創によるまちづくりの取組みとして、東広島市学園都市構想を進めている。
- ・近年は半導体産業への大型投資を契機に、人口の増加、高度人材の流入が見込まれている。
- ・令和6年度には、更なる成長に向け、広島大学周辺地区に半導体企業が立地する吉川地区を加えた地域を「次世代学園都市ゾーン」と位置づけ、2050年の将来像を定め、高度人材に選ばれる居住環境の整備、産業集積の促進、道路網等交通ネットワークの整備等のまちづくりの方針をとりまとめた。
- ・こうした共創によるまちづくりの取組みは、地方創生の先導モデル的なものであり、県全体の産業振興、地域発展に資するものであることから、実現には広島県からの企画段階からの参画や制度面での弾力的な対応、国からの財政的な支援が必要である。



東広島市の取組状況等

○Town & Gown と次世代学園都市構想

本市は、広島大学の統合移転を契機に学園都市として発展してきたが、人口増加の鈍化に直面している。こうした課題解決のため、市内大学と連携し、地域の発展と大学の進化を共に目指すTown & Gownに取り組んでいる。令和3年度には、大学・民間企業・行政が共創する「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」を設置し、「SDGs」、「Well-being」、「ポジティブピース」の実現を掲げながら、まちづくりの方向性や施策をまとめた「東広島市次世代学園都市構想」を策定した。

「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」

Town & Gown

民間企業

(R7.3月現在)

東広島市
広島大学

住友商事、フジタ、ソフトバンク、サタケ、三井住友信託銀行、中国電力、復建調査設計、ダイキン工業、日産自動車、イズミ、ミサワ環境技術、大日本印刷、広島ガス、マイクロメモリアジパン、葵会、住友電工、Hakobune、ヤマネホールディングス

○次世代学園都市ゾーンのまちづくり

さらに、近年の半導体産業への大型投資を契機とした人口増加を踏まえ、令和6年度に、2050年を見据えた「東広島市次世代学園都市ゾーンのまちづくり」を策定した。

このゾーンにおいては、多様な人材が集う都市機能の充実、脱炭素社会の実現、先端産業の集積、道路網等交通ネットワークの整備等の取組みを進めることとしている。

○2050年を見据えた展開

今後は、先端技術の実証・実装に取り組むとともに、半導体産業の大型投資を取組みの加速要素と捉え、高度人材を受け入れるためのゆとりある居住環境やインターナショナルスクールの誘致、新たな市街地開発などを検討し、その実現を目指す。

さらにその先には、大学という知的資源や国際的企業の集積を活かし、大都市を介さずに国内外と直接つながる「ローカルハブ」となる未来像を描いている。

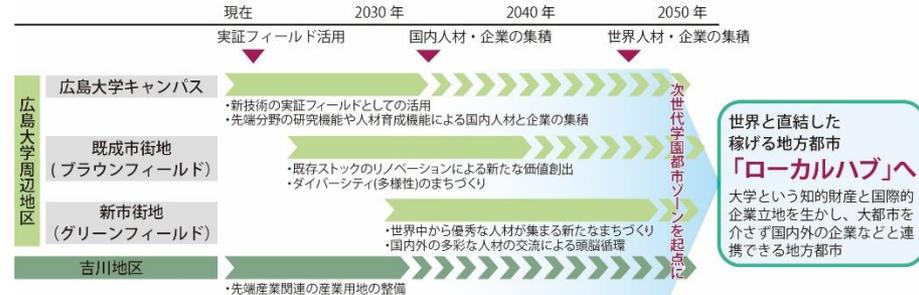
本市を起点として、広域的に取り組みを展開するためにも、DX、CN、産業、教育など多岐に渡る分野で、国や県との連携を期待している。

1 東広島市次世代学園都市構想の推進

【実現をめざす将来像】

イノベーションを創造し、
世界から起業家や研究者が集まる持続可能で成長するまち

【まちづくりの成長ステップ】



【東広島市次世代学園都市ゾーン】

「広島大学周辺地区」と半導体を中心とした先端産業の集積する「吉川地区」の2つの特定機能拠点を核とした地域



2 半導体関連産業の集積に向けた支援策の拡充

【提案先:内閣府、経済産業省、農林水産省、国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 大規模投資に係る支援策を講じること
- 半導体関連産業向けの産業団地整備に係る支援策を強化すること

【現状・課題等】

- ・本市に立地するDRAM製造のマイクロ社を始めとした半導体産業を中心に、日本への大規模投資・開発が進んでいる。
- ・今後もこうした動きが継続されるように、設備投資に対する補助金等の財政的支援に加えて、大規模投資に対応した工業用水や下水道等の整備、従業員の住環境の整備など、国・県・市が一体となった支援が必要である。
- ・半導体関連産業の投資スピードに応じた産業用地確保を図る必要がある。国家プロジェクトである半導体関連産業向けの産業団地整備について、団地造成を早期に実現するためには、農地の産業用地への土地利用に係る支援や財政的な支援が必要である。

【取組状況】

- ・広島県と連携しながら、製造業を始めとした設備投資に対する補助金等の財政的支援を実施してきたほか、県営産業団地などへの企業誘致に力を入れてきた。
- ・さらには、大型投資に呼応した産業用地の確保に向け、市が事業主体となった半導体関連産業向けの産業団地の整備にも取り組んでいるところである。

【今後に向けた検討】

- ・半導体製造拠点による大規模投資を実現するため、企業の生産活動や半導体の安定供給に係る取組みにおける財政的な支援等として、企業が整備する排水処理設備への補助制度の充実などを必要としている。
- ・半導体関連産業の集積を図るためには、半導体企業の近傍にまとまった用地が必要である。地域未来投資促進法により、農地を産業用地として活用することを検討しているが、公共事業のスケジュールと、企業が地域経済牽引事業計画策定後から操業が開始できるまでの期間がすり合わないことを懸念している。
- ・企業の生産活動を維持するため、新たな産業用地の確保に加えて、道路、工業用水及び下水道のインフラ環境、従業員の住環境の整備などが必要であり、そうした課題に対する解決策を講ずるために、国・県・市のさらなる連携を模索している。



【マイクロン社】

3 県営産業団地整備の促進

【提案先：広島県】

【提案事項】

○ 東広島入野産業団地の整備及び周辺の道路整備に向けた取組みを行うこと

【現状・課題等】

- ・本市は、半導体産業を中心に、さらなる企業投資に向け、産業用地のニーズが高い状況にあり、半導体産業の大型投資などに呼応した産業用地の確保は、早急に取り組む必要がある。
- ・交通利便性の高い高規格道路や空港周辺、大都市圏への近接地などは、企業の立地ニーズが高いが、民間による産業用地の確保が困難な状況にある。
- ・広島県では東広島入野産業団地整備の調査・設計が実施され、今後開発手続に関する協議を進められることとなったが、引き続き、緊密な県市連携のもと、着実に事業を進めていくことが必要である。
- ・地域住民や周辺の既存立地企業からは、県道東広島本郷忠海線の道路整備の促進を求められている。

東広島市の取組状況等

3 県営産業団地整備の促進

- ・市内19箇所の公的産業団地は完売している。
- ・令和6年度に「民間開発事業者による産業用地整備における支援制度」を創設した。
- ・産業用地の確保に向け、市主体の産業団地整備の検討を加速させるとともに、「東広島入野産業団地の整備」(分譲予定面積12.46ha)に向けて、広島県と更なる連携を図りながら取り組むこととしている。

(参考)

【その他の未利用県有地一覧】(現状は山林など)

	地区名	開発面積	推計分譲可能面積	所管部局
①	福富地区	約21.6ha	約12.5ha	商工労働局
②	元兼地区	約34.4ha	約17.3ha	土木建築局
③	大仙地区	約231.1ha	未確定	地域政策局



4 次世代学園都市ゾーンのまちづくりに資する道路の整備促進

【提案先：国土交通省、内閣府、広島県】

【提案事項】

○ 次世代学園都市ゾーンのまちづくりに資する道路整備のための支援を行うこと

【現状・課題等】

- ・本市においては、イノベーションを創造し、世界から起業家や研究者が集まる持続可能で成長するまちを目指し、広島大学周辺地区や吉川地区を中心とした次世代学園都市ゾーンのまちづくりを進めている。
- ・本市に立地するDRAM製造のマイクロン社においては、5,000億円の大型投資の発表や経済産業省による最大1,920億円の助成決定など、半導体産業を中心にさらなる大型投資が見込まれている。そうした状況を受けて、本市では大型投資に呼応した産業用地の確保に向け、吉川地区において、市が事業主体となった産業団地整備に取り組んでいる。
- ・これら大学、研究機関、産業団地などへの円滑な人と物の流れを促進する交通ネットワーク構築のための道路インフラの整備に係る財源の確保や、半導体製造拠点に関連する道路整備促進のため、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金制度の柔軟な対応が必要である。

東広島市の取組状況等

4 次世代学園都市ゾーンのまちづくりに資する道路の整備促進

○以下の路線について、早期整備及び早期事業化を要望している。



早期事業化要望路線

路線名
一般県道吉川大多田線
一般県道下三永吉川線

早期整備要望路線

路線名
一般国道2号西条バイパス
一般国道375号
主要地方道東広島向原線
一般県道吉川西条線
一般県道飯田吉行線

出典:「東広島市次世代学園都市ゾーンのまちづくりパンフレット」令和7年3月(東広島市)

5 自動運転・隊列走行BRTの社会実装

【提案先：国土交通省、経済産業省、広島県】

【提案事項】

- 自動運転・隊列走行BRT社会実装に向けた継続的な支援をすること
- 本格的な社会実装を円滑かつ早期に実現できるよう支援を拡充すること

【現状・課題等】

- ・本市では、R9年度に自動運転レベル4の取得（路線バス運行ルートの一部区間）に向けた公道での実証実験、自動運転・隊列走行BRTの社会実装に向けた検討を行っており、自動運転レベル4の認可取得後の持続可能な運行が課題となっている。
- ・自動運転車両の維持管理への支援拡充、自動運転車両の新規購入及び運行ルート全区間での本格的な営業運行に向けた地上設備・走行空間整備、上下分離方式等の運営に対する財源確保が必要である。

東広島市の取組状況等

5 自動運転・隊列走行BRTの社会実装

▼広島大学・JR西日本・東広島市の連携協定
(R4年11月)



▼R6年度実証実験結果

- ・試乗会：919人乗車（席数1,242のうち）
- ・自動運転割合：88%（目標値は90%で概ね達成）
- ・自動運転L4実用化においては、一般交通回避に対して技術的ハードルが高く、実用化の妨げになっている
→早期実装には一般車との隔離空間が望ましい

【日本初】

- ・自動運転連節バス（時速40km/h）
- ・2台の自動運転車両が隊列走行

▼今後の展開（予定）

▼公道実証実験での車両



項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
運行台数	2台	2台	2台	2台	2台
運行エリア	中央公園前・池ノ上学生宿舎前	中央公園前・池ノ上学生宿舎前	西条駅・広島大学	西条駅・広島大学	西条駅・広島大学
運行方式	自動運転・隊列走行	自動運転・隊列走行	自動運転	自動運転・隊列走行	自動運転・隊列走行
自動運転レベル	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル4 (一部区間)
運賃	無償	無償	無償	有償・定常運行 (年度途中)	有償・定常運行 (通年)

6 中山間地域を支える農業政策の充実

【提案先：農林水産省】

【提案事項】

- 小規模農家の農業経営の持続に向けた財政支援の充実を図ること
- 農作業の効率化のためのほ場整備事業の要件を緩和すること

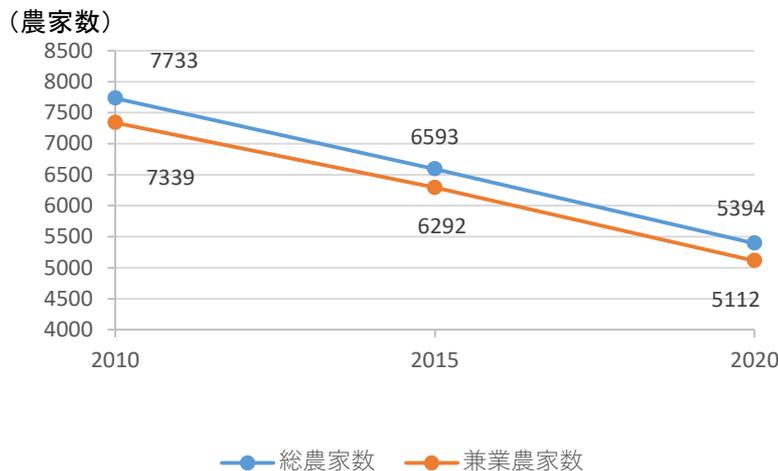
【現状・課題等】

- ・中山間地では、主に小規模農家を中心に兼業農家によって多くの農地は維持されているが、生産資材価格の高騰・高止まり等により、所得が上がらず、農業者の離農、規模縮小の加速が課題となっているため、小規模農家の農業経営の持続に向けた財政支援の拡充が必要である。
- ・中山間地では、ほ場整備した農地であっても狭隘で畦畔も急峻であることから、農業の効率化が難しく、スマート農業のメリットも享受できず、農作業の省力化が進まず耕作放棄地が増加しているため、中山間地等条件不利地においては、土地改良事業の要件の緩和が必要である。

東広島市の取組状況等

- ・本市の農地の約7割を維持し、総農家数の9割を超える兼業農家数が、2010年から2020年までの10年間で約3割減少している状況である。
- ・中山間地の農地を維持していくためには、これまでの経営所得安定対策に加え、専業農家だけでなく、兼業農家も農業経営が持続可能となる対策を進める必要がある。

総農家数と兼業農家数



資料：農林業センサス

6 中山間地域の農林業・農村振興にかかる支援の充実

- ・不作付地等の荒廃が懸念される農地が、令和2年度から令和6年度までの5年間で約300ha増加している状況である。
- ・農家数が減少している中山間地で農地を維持していくためには、農作業の省力化を図り少人数での農業経営が可能となる環境の整備を進める必要がある。

荒廃が懸念される農地の状況



資料：東広島市

7 農林業及び農山村の生産・生活基盤の整備

【提案先：農林水産省、広島県】

【提案事項】

- 農業競争力強化農地整備事業(東高屋地区)を促進すること
- 農村地域防災減災事業(小野池地区等5地区)を促進すること
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池廃止)を促進すること

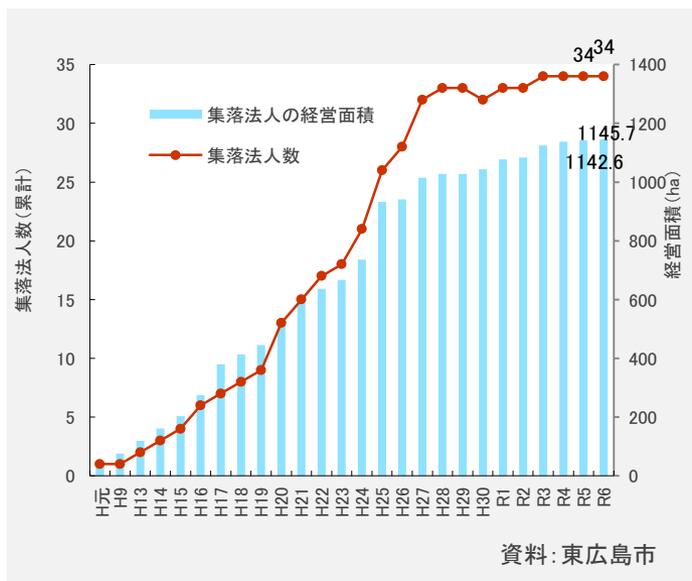
【現状・課題等】

- ・高齢化や都市化により、農業離れが進んでいるため、生産性の高い農業経営に取り組むための環境づくりが課題となっている。
- ・老朽化したため池の堤体が極めて危険な状況にある。また、農業用として利用されていないため池も増加しており、下流住民の不安が大きくなっている。
- ・農地の基盤整備やため池の補強対策、ため池廃止に係る防災対策に係る財政的支援が必要である。

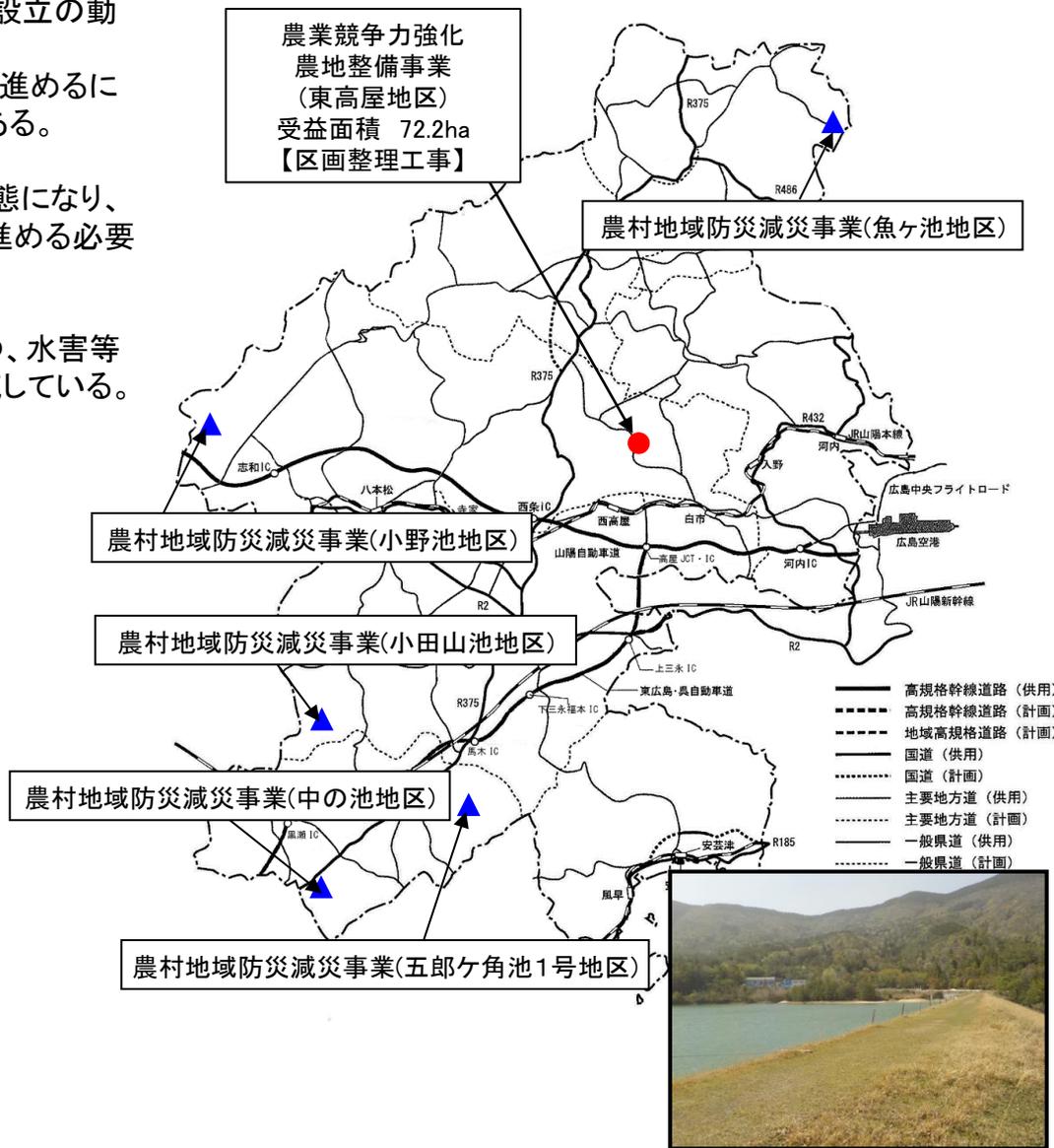
東広島市の取組状況等

- ・集落法人は、令和6年度末現在で34法人となっており、1,000haを超える農地を集積しているが、平成28年度以降、新規設立の動きが鈍化している。
生産性の高い農業経営に取り組むための環境づくりを進めるには、集落法人化と基盤整備を一体的に進める必要がある。
- ・ため池の堤体の老朽化が進み、決壊の恐れがある。
台風、梅雨等の豪雨時や地震時には極めて危険な状態になり、堤体下流側住民の不安が大きいため、早期に対策を進める必要がある。
- ・農業用として利用されていないため池が増えている。
ため池の有する洪水を一時貯留する機能も考慮しつつ、水害等を防止するため、ため池廃止に向けた設計業務を実施している。

【集落法人設立及び経営面積の推移】



7 農林業及び農山村の生産・生活基盤の整備



小野池地区

8 中山間地域の農林業・農村振興にかかる支援の充実

【提案先：広島県】

【提案事項】

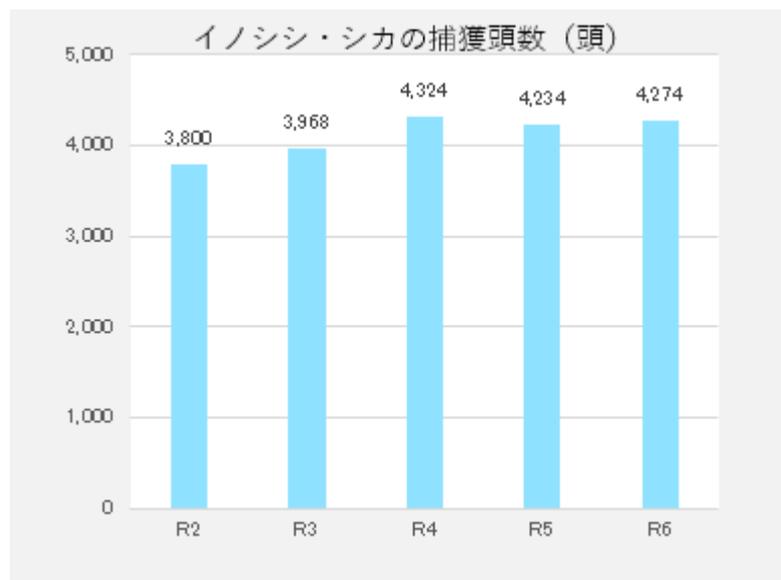
- 有害鳥獣対策に係る捕獲の支援充実を図ること
- 農地中間管理機構関連農地整備事業(戸野地区)を促進すること

【現状・課題等】

- ・イノシシやニホンジカによる農産物等への被害を軽減するべく、防御対策を講じているが、個体数管理の観点から、推定生息数の把握や効果的で効率的な捕獲方法を確立することが必要である。
- ・農地中間管理機構が借り入れた農地について、改正土地改良法に基づく基盤整備事業を積極的に活用し、効率的で生産性の高い農業経営に取り組める環境づくりを進めることが必要である。

東広島市の取組状況等

- ・集落単位での被害防止対策の実施など「獣害に強い集落」の実現を推進している。
- ・イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、農産物等に対する被害は依然として多く、効果的な捕獲対策が望まれている。



8 中山間地域の農林業・農村振興にか かる支援の充実

農地中間管理機構
関連農地整備事業
(戸野地区)
受益面積 24.8ha
【区画整理工事】



9 空き家対策の推進

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

- 空家等の利活用に対する財政支援の拡充を図ること
- 空家等の除却に対する対策の強化を図ること

【現状・課題等】

- ・本市では、空家等の利活用について、地域の状況に応じた独自の取組みを促進しており、財政的な負担は年々増加している。今後も積極的な取組みを推進していけるよう、財政支援の拡充が必要である。
- ・老朽化が進んだ空家等について、所有者の高齢化や低所得が原因で、自らが除却を行う事ができない方も存在しているため、財政支援を拡充するなど対策の強化が必要である。
- ・ホテルやマンション等の大規模な空き建築物では、所有する法人の解散などに伴って、除却や安全対策が行われず放置されるケースが生じており、今後も増加することが見込まれる。このような場合でも除却等が促進されるよう、法制度の整備が必要である。
更に、行政代執行を行う場合、市の負担が過大となるため、財政支援の拡充が必要である。

東広島市の取組状況等

・本市においては、市中心部は、空家等の流通が進んでいるが、人口が減少している地域は、空家等の流通が進まず、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている。

・こうした状況から、「特に人口減少地域における空家等の利活用」を重点的な取組みとして位置付け、空き家バンクを運営するほか、空家等の所有者が行うリフォーム、登記及び家財撤去に対する補助、バンク登録支援、地域活動団体や不動産業者と連携した取組みなど、地域の状況に応じた様々な独自の取組みを進めており、市の財政負担が大きくなっている。

・老朽化した空家等に対しては、所有者へ適正管理の指導を行うとともに、所有者が除却を行う際に補助金を交付しているが、所有者の多くは高齢化しており、中には、資金的な余裕が無く、適切な管理や除却を行う事ができない方も存在している。

・ホテルやマンション等の大規模な空き建築物について、所有する法人が解散した場合や相続人が相続を放棄した場合、物件が処分されず、そのまま放置されるケースが生じており、今後も増加することが見込まれる。

・特に、敷地と建物の所有者が異なる場合や、敷地の価値に比べて解体費が著しく高額になる場合等においては、解体されず放置されている。

・このような場合においても、除却や安全対策が行われるよう、現行制度の見直しが必要である。

・また、特定空家等に該当する場合は市が行政代執行等により解体することとなるが、この場合には、市の負担が過大になりすぎる。

9 空き家対策の推進

令和3年度空き家実態調査結果

地区	人口	世帯数	R3調査 空家等数	R3調査 空き家率	H28調査 空家等数	増減数 R3-H28
西条	88,517	45,018	668	1.5%	635	33
八本松	29,243	12,493	354	2.8%	382	-28
志和	6,148	2,544	361	12.4%	344	17
高屋	30,194	12,272	314	2.5%	305	9
黒瀬	23,255	9,719	691	6.6%	690	1
福富	2,171	863	179	17.2%	106	73
豊栄	2,811	1,238	378	23.4%	331	47
河内	5,496	2,163	398	15.5%	367	31
安芸津	8,773	3,848	604	13.6%	600	4
計	196,608	90,158	3,947	4.2%	3,760	187

※ 空き家率=空家等数 / (世帯数+空家等数) で算出。

	空家等の適正 管理相談件数	市の空家等 対策補助件数	市の空家等 対策補助額
R1	19件	30件	11,694,000円
R2	23件	31件	11,120,000円
R3	45件	50件	20,634,000円
R4	45件	41件	20,143,000円
R5	67件	43件	23,444,000円
R6	82件	59件	28,922,000円



10 一般国道の整備促進(国・県)

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 市民生活の基盤となる国道整備のための事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

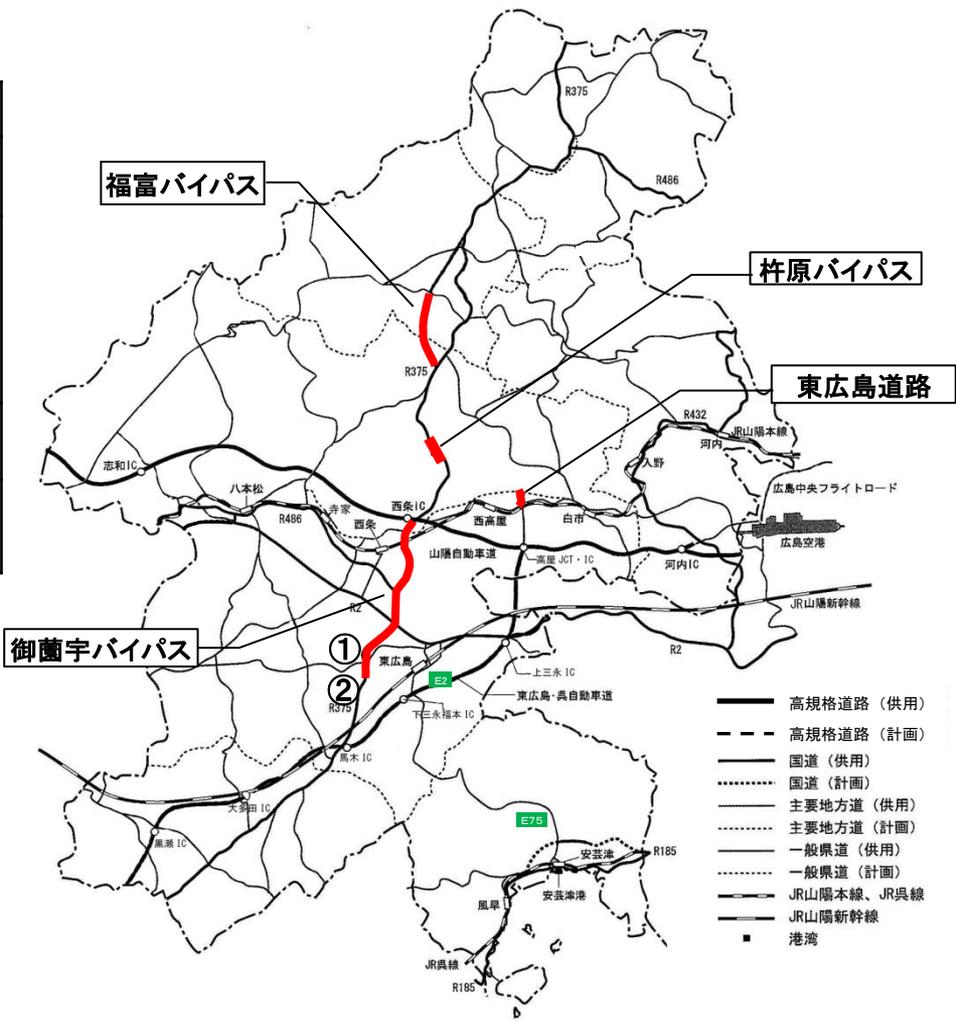
- ・本市は広島県の中央地域に位置し、県内の主要都市を結ぶ結節点にあり、広域的な拠点性の高まりとともに、市街地はもとより農村地域においても交通量の増加が著しい。
- ・高速道路網を軸とした圏域内道路ネットワークを強化し、本市の市民交流や物流の活性化を図るため、産業活動及び市民生活の基盤となる国道の整備が必要である。

東広島市の取組状況等

10 一般国道の整備促進(国・県)

○以下の路線について、早期整備を要望している。

路線名	区間	提案内容	事業期間	総延長
国道375号	東広島道路	(都)吉行小谷線まで約1.0km延伸を提案	平成15年度～	2.0km
	御蔭宇バイパス	4車線化の早期整備を提案 東子交差点がボトルネックとなり、交差点付近で渋滞が発生していることから東子交差点から国道2号までの整備を提案	昭和63年度～	6.5km
	杵原バイパス	未整備区間の整備を提案	平成13年度～	2.1km
	福富バイパス	(主)瀬野川福富本郷線から造賀地区までの延伸を提案	平成6年度～	延伸提案



東子交差点北側



東子交差点南側

11 一般県道(街路事業)の整備促進(国・県)

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ まちづくりに必要な道路整備のための事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市の寺家地区ではコンパクトなまちづくりを進めながら人口の増加を図るため、JR寺家駅を中心とした土地区画整理事業等を進めてきたが、多くの民間開発による宅地化が進み、一般県道飯田吉行線や吉川西条線の交通量が増加し、近隣交差点で慢性的な交通渋滞が発生し、日常生活や経済活動に深刻な影響を与えている。
- ・JR寺家駅へのアクセスルートとして、また、JR北側の流入人口の受け皿となる良好な市街地の形成と、小学校の通学児童の安全確保のため、一般県道飯田吉行線((都)吉行飯田線4工区)の早期整備が必要である。
- ・交通の円滑化を図るとともに、歩道の広幅員化により都市機能の向上を図るため、一般県道吉川西条線((都)上寺家下見線2工区)の早期整備が必要である。

東広島市の取組状況等

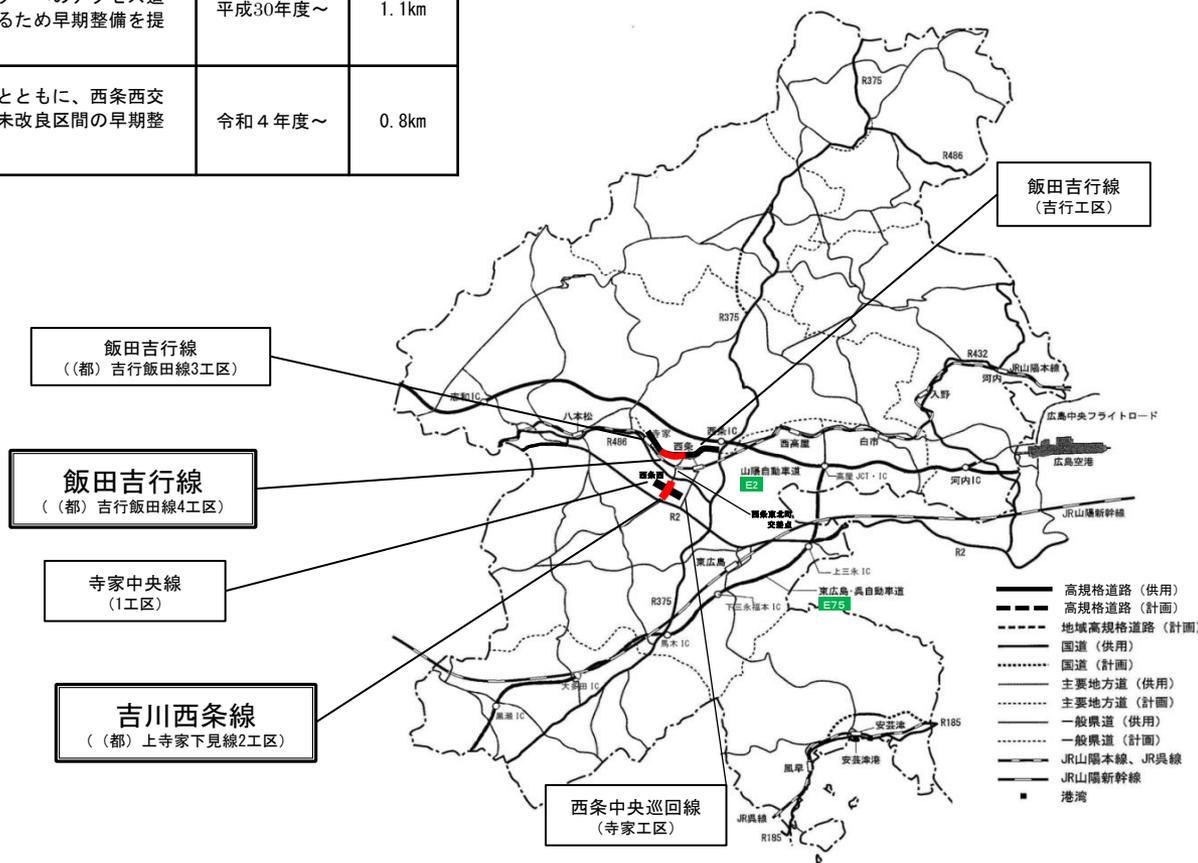
11 一般県道(街路事業)の整備促進 (国・県)

○飯田吉行線、吉川西条線について、早期整備を要望している。

区分	路線名	区間	提案内容	事業期間	総延長
一般 県道	飯田吉行線 ((都) 吉行飯田線)	4 工区	JR寺家駅及びJR北側市街地の幹線道路、国立病院機構東広島医療センターへのアクセス道路として重要な路線となるため早期整備を提案	平成30年度～	1.1km
	吉川西条線 ((都) 上寺家下見線)	2 工区	通学路の安全確保を図るとともに、西条西交差点から蓮華寺橋までの未改良区間の早期整備を提案	令和4年度～	0.8km



(吉川西条線の渋滞状況)



12 一般国道(交通安全事業)の整備促進(県関係)

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 歩道整備及び交差点改良に係る事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市は、広島県の中央地域に位置し、県内の主要都市を結ぶ結節点にあることから、本市域の広域拠点性の高まりとともに、市街地はもとより農村地域においても交通量の増加が著しい。
- ・一部区間は通学路となっており、交通量の増加や車両の大型化に伴い、歩道の整備が喫緊の課題である。
- ・歩行者の安全確保のため、歩道整備及び交差点改良に係る事業費を確保することが必要である。

東広島市の取組状況等

12 一般国道(交通安全事業)の整備促進(県関係)

○以下の路線について、早期整備を要望している。

路線名	区間	地区名	提案内容	総延長等
国道375号	乃美尾地区	黒瀬町	歩道の整備要望を提案	1.6km
	中黒瀬地区①	黒瀬町	歩道の早期整備を提案	1.4km
	中黒瀬地区②	黒瀬町	歩道の整備要望を提案	0.7km
	清武交差点改良	豊栄町	早期の右折レーン整備及び交差点線形改良を提案	0.2km
国道432号	中河内地区	河内町	歩道の早期整備を提案	0.9km



国道375号 歩道未整備区間



国道432号 歩道未整備区間



13 主要地方道・一般県道の整備促進(県関係)

【提案先: 広島県】

【提案事項】

- 主要地方道及び一般県道の整備促進のための事業費を確保し、整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市では市域の広域拠点性の高まりとともに、市街地はもとより農村地域においても交通量の増加が著しい。
- ・高速道路網を基軸とした圏域内道路ネットワークを強化し、本市の市民交流や物流の活性化を図るため、産業活動及び市民生活の基盤となる地方道の整備が必要である。

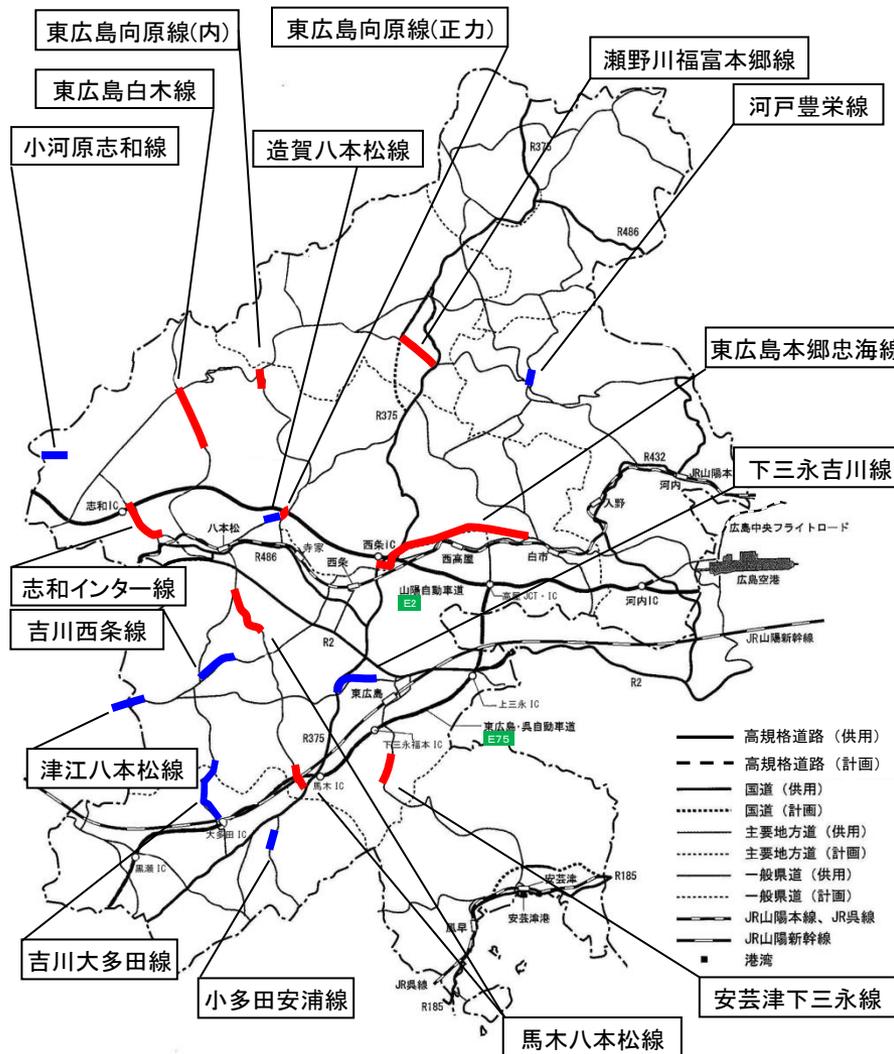
東広島市の取組状況等

13 主要地方道・一般県道の整備促進 (県関係)

○以下の路線について、早期整備を要望している。

区分	経過	路線名	区間等	提案内容	総延長等
主要地方道	継続	東広島向原線 (都)前谷磯松線	八本松町正力	仮八本松スマートIC整備に合わせたアセス市道と東広島向原線の交差点改良及び磯松中学校前交差点から磯松交差点に向けた都市計画道路前谷磯松線の未整備区間0.6kmの整備	0.6km
	継続	東広島向原線	志和町内	周辺市町を結ぶ幹線道路として早期整備を提案	1.8km
	継続	東広島本郷忠海線 (都)吉行小谷線	国道375号～東広島本郷忠海線(現道) (整備提案)	東広島・呉自動車道及び東広島高田道路と高屋町の市街地を結ぶアセス向上等のため整備を提案	6.8km
	継続	東広島本郷忠海線 (現道)	高屋町高屋東 (交通安全)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	1.0km
	継続	志和インター線	志和インター入口北交差点～志和インター入口 (整備提案)	企業立地の進展等による交通量増加に伴う渋滞解消のため早期改良を提案	2.4km
	継続	馬木八本松線	八本松町原 (交通安全)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	1.2km
	継続	馬木八本松線	西条町馬木 (整備提案)	樋ノ詰橋東交差点の慢性的渋滞の解消を図るため、整備を提案	0.9km
	継続	東広島白木線	志和町志和東 (交通安全)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	2.9km
	継続	安芸津下三永線	長野地区 (交通安全・整備提案)	交通量増加に伴う歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	1.1km
	継続	瀬野川福富本郷線	福富町上戸野 (線形改良)	福富バイパス南工区の代替路線として早期整備の提案	1.2km

一般県道	継続	吉川大多田線	黒瀬町大多田～八本松町吉川 (整備提案)	吉川工業団地の工場増設に伴う交通量増加への対応として早期整備を提案	—
	継続	小河原志和線	別府工区 (整備提案)	広島市と志和地区を結ぶ道路として整備提案(東広島市園芸センターから広島市境までの区間の整備)	2.2km
	継続	河戸豊栄線	出会の宮交差点 (河戸) (整備提案)	線形不良・幅員狭小の交差点の早期整備を提案	1箇所
	継続	造賀八本松線	八本松町飯田 (交通安全)	急速な住宅開発に伴う交通量増加への対応として歩行者等の安全確保のため早期整備を提案	2.4km
	継続	吉川西条線	八本松町原	吉川工業団地の工場増設に伴う交通量増加への対応として早期整備を提案	2.6km
	継続	下三永吉川線	西条町下三永	周辺市町を結ぶ幹線道路として早期整備を提案	2.6km
	継続	津江八本松線	吉川～広島市工区 (整備提案)	周辺市町を結ぶ幹線道路として線形不良地区の早期整備を提案	2.0km
	継続	小多田安浦線	黒瀬町宗近柳国 (整備提案)	本市(黒瀬地区)と呉市(安浦地区)を結ぶ幹線道路として早期整備を提案	1.3km



14 都市計画道路・地区計画道路の整備推進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

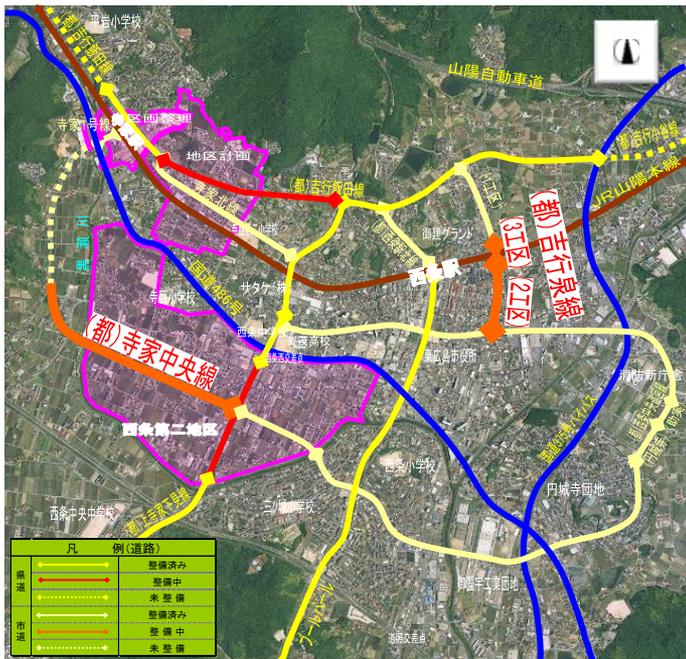
○ 都市計画道路・地区計画道路の整備のための財源確保を行うこと

【現状・課題等】

- ・本市では、市街地内での慢性的な交通渋滞、狭隘な道路と歩道の整備がなされていない地区があり、自動車のスムーズな通行と通学路による歩行者の安全確保が課題となっている。
- ・計画的に整備推進するため、更なる財源確保が必要である。

東広島市の取組状況等

西条町中心市街地



14 都市計画道路・地区計画道路の整備推進



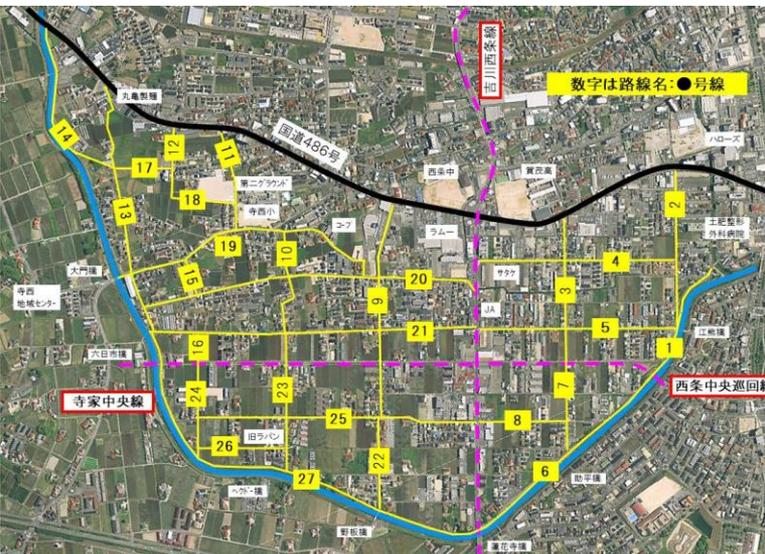
道路の現状

○本市における都市計画道路の整備率は延長比62.3%と低く、市中心部から幹線道路へのアクセスとなる街路整備の遅れから、市街地内での交通処理に支障をきたしている。また、通学路として歩行者の安全確保が求められており、歩道の設置が喫緊の課題となっている。

○西条第二地区内の狭隘な道路による渋滞の解消と歩行者の安全確保が求められており、地区計画道路の整備が求められている。

○雨污水等のインフラの整備と一体的に道路の拡幅を行う必要があるため、国の補助金によるところが大きい。

西条第二地区



15 一般廃棄物処理施設の解体工事費に係る財政支援

【提案先：総務省、環境省】

【提案事項】

- 一般廃棄物処理施設の解体工事に対する財政支援を行うこと

【現状・課題等】

- ・一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、交付金の対象となるのは、現行制度では施設の統合、集約化を行った場合、新しく整備した施設数と同数の焼却施設とされており、し尿処理施設の解体撤去工事についても交付対象外であり、財政負担が大きく解体撤去及び跡地利活用が進まない要因となっている。
- ・複数施設を広域化・集約化した場合において、整備した施設数にかかわらず、集約した全ての焼却施設及びし尿処理施設を、循環型社会形成推進交付金の対象とする等の財政支援が必要である。

東広島市の取組状況等

15 一般廃棄物処理施設の解体工事費に係る財政支援

- 広島中央環境衛生組合（東広島市、竹原市及び大崎上島町の2市1町で構成）で管理運営している、ごみ焼却処理施設3施設及びし尿処理施設3施設の更新時期に併せて、国の施策である施設の集約化（広域処理）を実現、「広島中央エコパーク」として令和3年10月から稼働開始した。
- 旧施設の解体撤去について、現行制度における解体工事に対する財政支援である循環型社会形成推進交付金では、解体する廃焼却施設と整備する施設が同数に限るとされている。施設を集約し、整備する施設数を解体する施設数が超える場合、その超える施設については交付金の対象外となる。また、し尿処理施設については対象となっていない。
- 一般財源で解体撤去等を行う場合、財政負担が大きく、また、交付金等の対象とならない施設があることにより、構成市町間の財政負担に差が生じるなど、解体工事等が進まない要因となる。

【解体撤去が必要な施設】

処理区分	施設名	処理能力	竣工	状況
ごみ焼却 処理施設	賀茂環境衛生センター	300t/日	昭和60年9月	解体中
	竹原安芸津環境センター	105t/日	平成3年3月	交付金対象外事業
し尿処理 施設	賀茂環境衛生センター	210kl/日	昭和60年9月	解体中 (交付金対象外事業)
	竹原クリーンセンター	50kl/日	昭和62年3月	交付金対象外事業
	安芸津クリーンセンター	21kl/日	平成2年3月	交付金対象外事業

【解体等に必要経費】

施設名	解体費(百万円)	関係市
賀茂環境衛生センター(し尿処理施設を含む。)	1,517	東広島市
竹原安芸津環境センター	1,485	東広島市、竹原市
竹原クリーンセンター	473	竹原市
安芸津クリーンセンター	451	東広島市
計	3,926	

【事業位置図】



16 有機フッ素化合物に関する情報提供及び財政措置等

【提案先：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省】

【提案事項】

- 有機フッ素化合物に関する情報を早期に提供すること
- 調査や汚染除去等の対策について、国が主体的に取り組み、地域が行う対策について技術的な助言を行うこと
- 汚染状況調査等に要する地方負担額について財政措置を講じること

【現状・課題等】

- ・汚染が確認された地域の住民は、健康や農作物等への影響などに不安を抱えている。有機フッ素化合物の毒性や環境影響、健康影響等を明らかにし、住民相談に応じるための情報提供が早期に必要である。
- ・発生源特定のための調査や、汚染源の除去等について、PFOS等に関する知見を集積するとしている国が主体的に取り組むことが望ましい。
また、地域の汚染対策について、具体的なガイドラインを示すことが必要である。
- ・主に国や県等が実施している要監視項目調査について、市が実施した場合の費用負担や、汚染地域の住民に対する支援について、財政措置が必要である。

東広島市の取組状況等

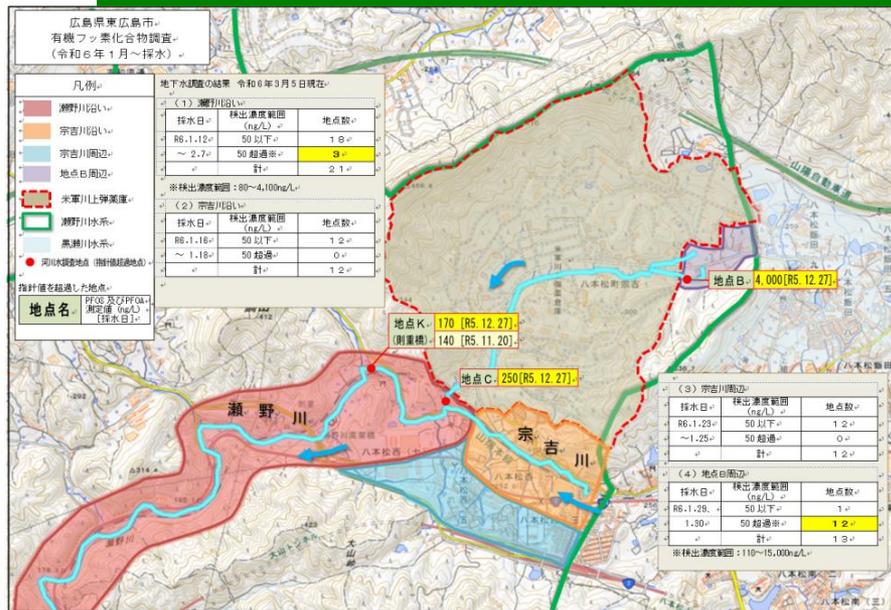
【取組状況】

- 令和5年末から令和6年2月にかけて瀬野川水系の河川・地下水中の有機フッ素化合物調査を実施した。水系外への染み出しは見られなかったが、地下水から 最大で暫定指針値の300倍の有機フッ素化合物が検出された。
- PFOS等の暫定指針値超過エリアを特定し、エリア内の水道未給水世帯に対し、水道敷設や健康診断を実施。
- 令和6年2月に東広島市有機フッ素化合物環境調査検討委員会を設置し、意見を参考にして、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」に従いモニタリングを実施している。
- 令和6年6月に東広島市有機フッ素化合物健康影響評価検討委員会を設置し、地域の住民の健康への影響の把握、評価及び健康不安への対策について検討した。

【今後について】

- 市は指針値超過エリア内の水質調査や事業所等への聴取を行った。米軍川上弾薬庫内について、市は調査することができないため、国を通じて米軍に対し弾薬庫内の調査を働きかける必要がある。
- 健康への影響等が懸念されており、不安を抱える住民の相談に対応するためには、有機フッ素化合物に関する毒性や環境影響、健康影響について情報が必要である。
- 汚染範囲はほぼ特定されたが、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に示される暴露防止の取組み(水道接続支援等を含む。)や継続的な監視調査を実施するには、財政的な支援が必要である。

16 有機フッ素化合物に関する情報提供及び財政措置等



地点名		R5年12月~ R6年2月	R6年 4月	6月	8月	10月	12月	R7年 1月	2月	
河川	地点15	1,500	3,100	1,700	3,600	2,400	3,100	-	2,500	
	地点17	3,600	3,800	4,100	5,900	3,000	7,400	-	4,100	
	地点2	2,700	3,300	3,300	6,200	3,000	3,600	-	2,800	
	地点C	250	240	200	300	280	470	-	470	
	地点K	170	140	100	120	120	170	-	190	
地下水	周辺 地点B	上組東8	15,000	-	-	5,200	-	-	4,300	-
		上組東2	1,300	-	-	640	-	-	970	-
	瀬野川沿い	宗吉北9	4,100	-	-	6,000	-	-	3,500	-
		宗吉北10	1,600	-	-	2,300	-	-	980	-
		則重8	80	220 (5月)	280 (7月)	61	-	-	68	-
	則重11	-	-	1,100 (7月)	1,000	-	-	990	-	

17 浄化槽の設置・整備等の推進

【提案先：環境省、広島県】

【提案事項】

- 小型浄化槽の改築に係る財政的支援をすること
- 住宅団地大型浄化槽の改修等に係る財政的支援をすること

【現状・課題等】

- ・小型浄化槽や住宅団地の大型浄化槽について、高齢化や世帯人員の減、空家増加のため、維持管理費用の負担が増大傾向にある。
- ・費用負担軽減のため、世帯規模に応じた浄化槽への更新、住宅団地大型浄化槽の改修等に係る財政的支援が必要である。

東広島市の取組状況等

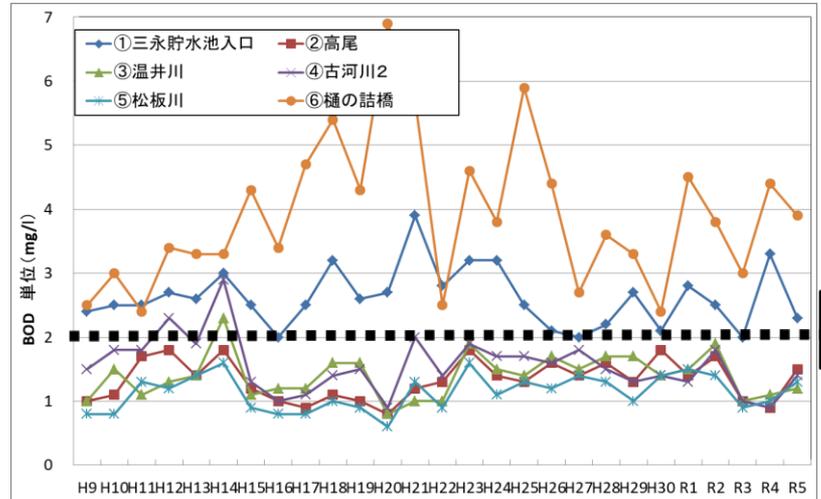
- 公共下水道認可区域以外の区域における重要な施策として、小型浄化槽設置整備事業を推進することにより、生活排水による公共用水域の汚濁防止に取り組んでいる。
- 平成元年から、小型浄化槽設置整備事業による整備促進に取り組み、これまで計13,437基の小型浄化槽が設置されている。
- 社会変化に伴う世帯員減のため、浄化槽の維持に係る財政負担が大きくなっている世帯が増えており、世帯規模に応じた浄化槽への更新により、修繕、保守点検、清掃など適切な管理を促す必要がある。
- 平成29年度からは、住宅団地の大型浄化槽の改修に対する補助制度を創設し、老朽化などを勘案して計画的に支援しているところであるが、大型浄化槽を設置している住宅団地の大半が稼働後25年以上を経過し、早急な老朽化対策が必要となっている。
※51人槽以上…27団地、内 501人槽以上…8 団地
- 一方で、高齢化や空家増加のため、住宅団地の大型浄化槽の維持管理費用の負担が困難となってきており、長寿命化のための大規模改修など適切な管理を促す必要がある。
- 河川の水質改善は一定の成果が上がっているものの、黒瀬川流域での環境基準を達成するために、継続してみなし浄化槽から浄化槽への切替えを推進していく必要がある。



老朽化が進んだ住宅団地の大型浄化槽の様子

17 浄化槽の設置・整備等の推進

<黒瀬川の水質(生物化学的酸素要求量BOD)の推移>



環境基準

<東広島市の生活排水処理の現状>

総人口
189,550人(100%)

(R6.3.31現在)

公共下水道区域人口
123,774人(65.3%)

合併浄化槽
51,507人(27.2%)

集落排水施設区域人口
2,428人(1.3%)

合併浄化槽への転換を図るため今後も補助が必要

浄化槽区域人口
63,348人(33.4%)

非水洗化トイレ・
みなし浄化槽
13,674人(7.2%)

18 農業集落排水施設のストックマネジメントの推進

【提案先：農林水産省、広島県】

【提案事項】

○ 板城地区農業集落排水施設の不明水対策推進のための事業費を確保すること

【現状・課題等】

- ・本市では、管路の不良箇所（ハイセラミック管のクラック）からの地下水流入により、降水量の多い梅雨時期などには、処理能力の3倍以上もの流入があり、汚水の適正処理に支障をきたしている。
- ・その対策工事を行うため、事業費の確保が必要である。

18 農業集落排水施設 のストックマネジメントの推進

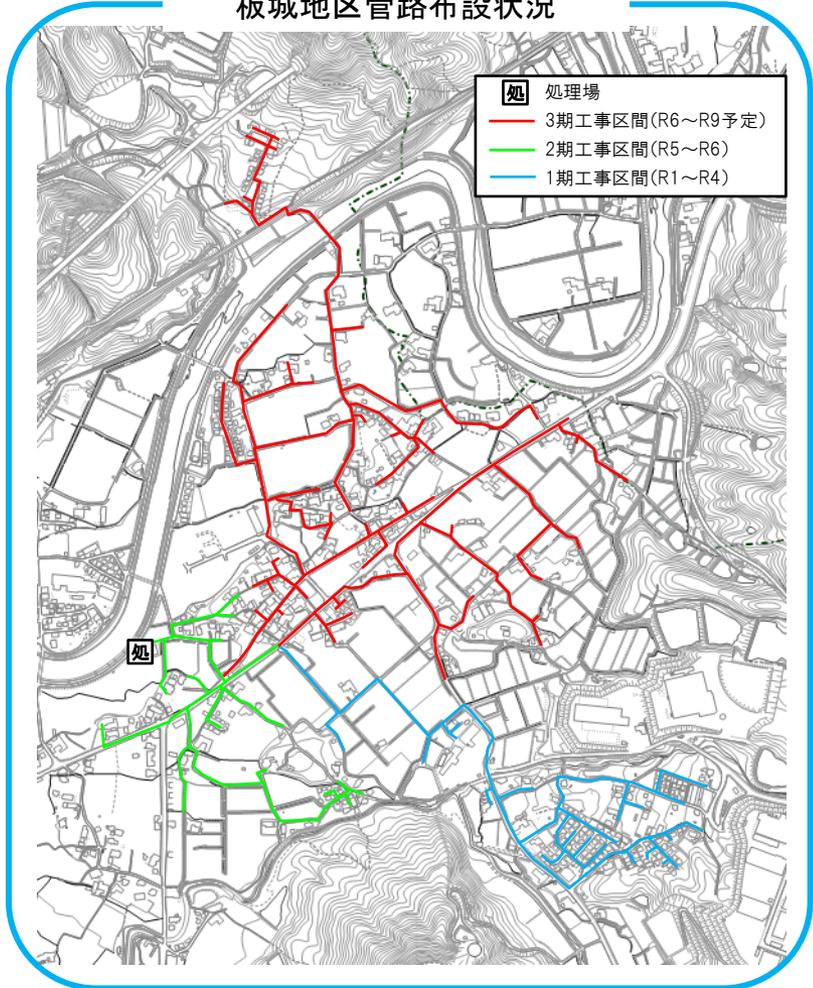
東広島市の取組状況等

○令和元年度より不良管渠の改築更新に着手しており、今後も継続して污水管渠の機能強化を図っている。

板城地区ハイセラミック管クラック状況



板城地区管路布設状況



板城地区の流入量推移



19 学校部活動の地域展開に係る財源確保

【提案先：文部科学省、総務省、広島県】

【提案事項】

- 学校部活動の地域展開に必要な指導者報酬・移動費・運営費等について国および県による財政支援制度の創設・拡充を図ること

【現状・課題等】

- ・ 国は、次期改革期間を前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度とし、この間に、休日については、全ての部活動における地域展開の実現を原則とする方針を示しており、本市でも令和9年度から本格実施を予定している。
- ・ 一方、外部指導者の確保や生徒の移動支援などには多額の経費が必要となるが、現状では財源や人材の確保が困難である。
- ・ 特に中山間地域では、保護者負担の増大や地域格差の拡大が懸念されており、全国一律で公平な財政支援の仕組みと、地域の実情に応じた柔軟な制度設計が必要である。

【本市の対応状況】

令和6年度：地域・大学・団体と連携したモデル事業を実施

令和7年度：保護者・生徒等を対象にアンケートを実施し、推進方針を策定予定

令和9年度：休日部活動の地域展開を本格的に実施予定

【提案の背景】

- ・学校部活動の地域展開は、生徒の活動機会の充実や教職員の働き方改革に資する重要な政策である。
- ・しかし、財源や人材確保に課題があり、自治体単独での対応には限界がある。

【提案内容】

地域展開を円滑に進めるため、以下の制度整備を求める。

- ・外部指導者報酬や生徒の移動費等を支援する補助制度等の創設
- ・地方交付税での加算措置による制度の安定化
- ・地域指導者の人材バンクや研修機会の提供等を通じた人材確保に向けた国・県の支援の強化

20 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

- 学校施設の長寿命化推進に必要な予算を確保すること
- 長寿命化改良事業の推進に向けた財政支援の充実を図ること

【現状・課題等】

- ・学校施設の老朽化は全国的な問題となっており、本市においても長寿命化改良事業の必要性が高まっているが、財源の確保が課題となっている。
- ・学校施設における長寿命化改良事業は、計画的かつ確実に推進させる必要があるため、国の当初予算においても確実に必要額を確保するとともに実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げを行うなど、財政支援の充実を図ることが必要である。

東広島市の取組状況等

20 学校施設の長寿命化に対する 財政措置の拡充

○本市の学校施設の長寿命化改良事業計画における今後10年間の事業費見込

(設計及び仮設校舎建設に要する事業費は含まれていない)

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
48.91億	26.76億	63.53億	55.65億	38.45億	35.48億	42.23億	41.11億	38.50億	43.48億	434.10億

○本市における長寿命化改良工事に要する予算単価と交付金の比較

本市の長寿命化改良工事の工事単価	学校施設環境改善交付金の算定用工事単価	
小中学校を長寿命化改良する場合の 本市の予算単価 (鉄筋コンクリート造の場合)	①建築単価×加算単価(2.5%)	313,200円/㎡
	②改修比率	68.9%
	③交付金算定割合	1/3
	④(①×②×③)	71,931円/㎡
35万円/㎡		

本市の予算単価約35万円/㎡に対し、当該交付金の算定用工事単価は約7万円/㎡となっており、本市の財政負担が非常に大きいことから、実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げ(例:1/3⇒1/2)が必要である。

○市の実質負担分の比較(4,000㎡の長寿命化改良工事を行った場合) ※借入利子除く

	現行の財政支援制度		本市要望の財政支援制度	
A 工事費	35万円×4,000㎡	1,400,000千円	35万円×4,000㎡	1,400,000千円
B (国庫補助対象)	313,200(①)×4,000㎡×68.9%	(≒863,000千円)	35万円(①)×4,000㎡×68.9%	(964,600千円)
C 交付金	71,931(④)×4,000㎡	≒287,000千円	120,575円(④※)×4,000㎡ ※補助率1/2で算定	482,300千円
D (地方債借入)	(B-C)×90%	(518,400千円)	(B-C)×90%	(434,070千円)
E 交付税算入(通常)	D×75/90×70%	302,400千円	D×75/90×70%	253,208千円
F 交付税算入(財源対策)	D×15/90×50%	43,200千円	D×15/90×50%	36,173千円
市の実質負担分	A-(C+E+F)	767,400千円	A-(C+E+F)	628,320千円

4,000㎡の長寿命化改良工事を行った場合、本市の実質負担額は約7.7億円と、財政負担が非常に大きい。建築単価と交付金算定割合の引き上げが行われることで、約1.4億円の負担の軽減を図ることができる。

21 外国につながる児童生徒への支援

【提案先: 広島県】

【提案事項】

○ 日本語指導に係る講師(非常勤)の措置時間数を増加すること

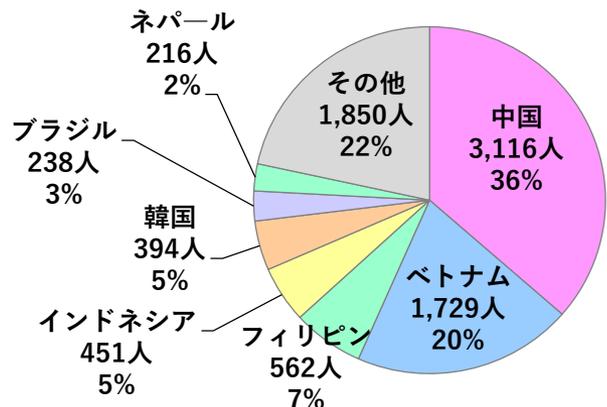
【現状・課題等】

- ・本市は、広島大学等への留学生が多いことから、小中学校における外国につながる児童生徒の割合が、他の自治体と比べても高い状況にある。
- ・近年は、外国からの就労者の増加や半導体産業の集積に伴う高度人材の受入れ拡大により、外国につながる児童生徒数の割合は増加している。
- ・外国につながる児童生徒の国籍は多様で、日本語の習熟度や生活習慣の理解度も個々に異なることから、今後、複数教員の配置や時間的措置を講じるなど、より一層きめ細かな指導・支援体制が求められる。

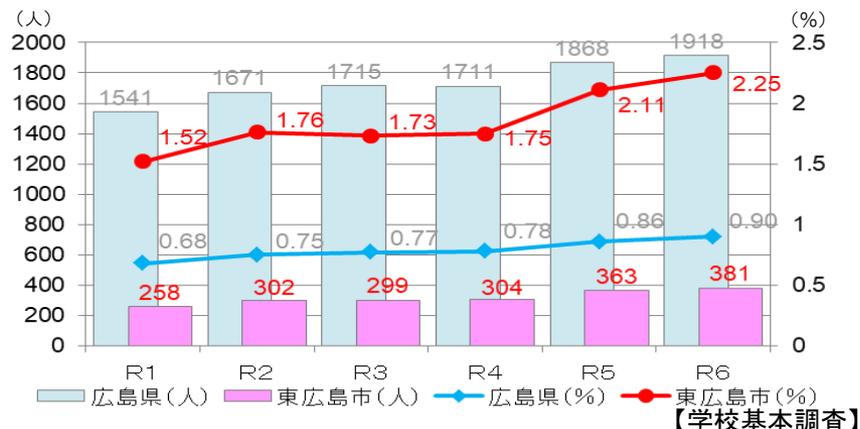
東広島市の取組状況等

21 外国につながる児童生徒への支援

東広島市の外国人登録者(全年齢)【R6.4現在】



外国につながる児童生徒数及び割合の推移(広島県・東広島市)



日本語指導学級の設置状況【R6.5.1時点】

○日本語指導学級の開設や日本語指導講師(非常勤)の措置は広島県教育委員会が行っている。

	日本語指導学級			講師(非常勤)			
	設置学校数	在籍人数	学級数	講師(非常勤)配置校	対象人数	措置時間数	1人当たりの措置時間
市立小学校	6校	144人	10学級	10校	33人	2,275時間	週1.97時間
市立中学校	0校	0人	0学級	9校	28人	1,820時間	週1.86時間

県費講師(非常勤)措置時間数の現状と課題

日本語指導学級の設置がない学校の講師(非常勤)		
現状	新たに編入し、日本語指導を受ける場合	週8時間(上限)
	継続して日本語指導を受ける場合	週5時間(上限)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数の増減にかかわらず、1校あたり週の指導時間の上限が定められている。 児童生徒1人あたり、少なくとも週3時間程度の個別指導の確保が必要である。 	

外国につながる児童生徒への指導内容や支援に充てる措置時間が現状では十分とは言えず、児童生徒が日本語や生活習慣を確実に習得できるようにするためには、県費講師(非常勤)の措置時間数の増加が必要である。

22 不登校等児童生徒への支援

【提案先: 広島県】

【提案事項】

- 生徒指導・進路指導充実のための不登校対応職員等配置への財政措置
- スクールソーシャルワーカー配置への財政措置を拡充すること

【現状・課題等】

- ・近年、不登校児童生徒が増加しており、多様な学びの場や個に応じた支援が必要である。
- ・本市では、多様な学び場の一つとして、校内にスペシャルサポートルームの設置を進めているが、不登校対応職員等の配置ができないため、全ての学校への設置が出来ていない。
- ・要保護・準要保護世帯が一定数あることなど、福祉機関との連携が必要な家庭があり、他機関連携が必要である。

東広島市の取組状況等

22 不登校等児童生徒への支援

1 スクールソーシャルワーカー配置状況

	人数	配置校
令和5年度	11人(県費6人・市費5人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、高美が丘中(550h×4人+520h×2人) 市費…5人(2,862h)
令和6年度	12人(県費7人・市費5人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、高美が丘中、西条中(550h×6人+520h×1人) 市費…5人(2,862h)
令和7年度	13人(県費7人・市費6人)	県費…高屋中、黒瀬中、八本松中、磯松中、松賀中、西条中、中央中(550h×6人+520h×1人) 市費…6人(2,862h)

経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うためには、家庭・地域と学校との連携が重要である。要保護・準要保護世帯が一定数おり、令和6年度の認定者は、1,822人である。福祉に関する専門的な知識を十分に身につけていない教職員がこうした状況に対応し、多様な支援に結びつけることは困難である。

今後、さらに、専門的な立場での助言や効果的な保護者支援により、円滑な保護者連携が期待されるため、全中学校区への配置のため、配置できていない7中学校区へ7人のスクールソーシャルワーカーの配置を希望する。

2 スペシャルサポートルームの設置状況

	人数	配置校
令和5年度	14校(県4校・市10校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、黒瀬中、中央中、西条中、八本松中
令和6年度	18校(県6校・市12校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、寺西小、東西条小、黒瀬中、中央中、八本松中
令和7年度	26校(県9校・市17校)	県…高屋中、向陽中、磯松中、高美が丘中、西条中、松賀中、八本松中、安芸津中、寺西小 市…西条小、三ツ城小、川上小、中黒瀬小、高屋西小、龍王小、八本松小、東西条小、御園宇小、志和小・中、福富小・中、河内小・中、黒瀬中、中央中

不登校児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度は前年度と比較し、15人増加の640人となっている。通常学級による支援だけでは個の状況に応じた支援が困難である。

今後、個に応じた多様な学びの場として、現在スペシャルサポートルームを設置できていない1中学校及び約400人以上の3小学校への設置を希望する。

23 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充

【提案先：文部科学省】

【提案事項】

○ 長寿命化改良の推進に向けた財政支援の拡充を図ること

【現状・課題等】

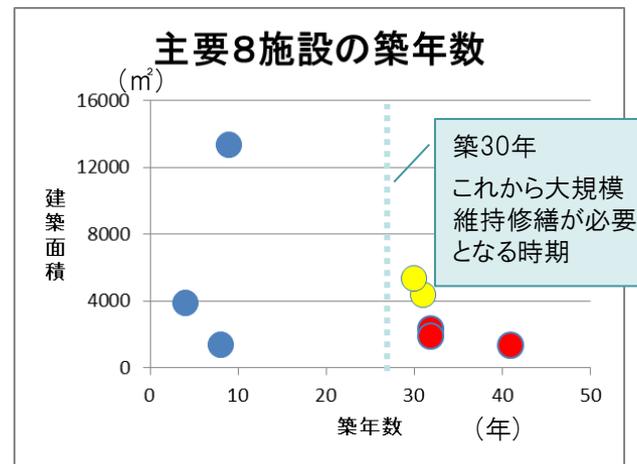
- ・生涯学習関連施設の長寿命化においては、現行法への適合や環境への配慮が求められることから、更新にかかる費用が増大化している。
- ・生涯学習環境における地域間格差を抑制していくためには、既存施設の機能維持が必要であり、新たな補助制度の創設や、交付税措置率の引き上げ、交付対象の拡大など、財政支援の拡充が必要である。

東広島市の取組状況等

23 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充

《市内主要8施設の長寿命化計画における20年間の事業費見込》

内容	20年間の見込	国の財政支援	市の実質負担
大規模改修 長寿命化改良 (躯体、空調・消防設備等)	21.0億円	なし	21.0億円
大規模改修 長寿命化改良 うちR7～R8 公共施設等適正管理推進事業債	11.9億円	充当率90% 交付税措置30% 3.2億円	8.7億円
部位修繕 特殊設備修繕 (舞台設備等)	24.7億円	なし	24.7億円
計	57.6億円	3.2億円	54.4億円



屋根の軒下の劣化



自然の力による構造物破損



大雨時の雨漏りや災害に
繋がる可能性が高まる



躯体の劣化・剥落



壁・天井の劣化・剥落



長寿命化修繕をしないと
大規模改修または
新築建て替えが必要

- 耐震基準やバリアフリー化などの現行法への適合や、省エネ対策等により、施設や設備の更新に係る経費は増加傾向にある。
- 生涯学習環境の地域間格差を抑制していくためには、既存施設の機能維持が必要であり、現行の支援制度では、施設の長寿命化に伴う財政負担が多額となる。
- 公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置等があるものの、本市の財政負担は非常に大きく、計画の実施に支障をきたすことから、新たな補助制度の創設や交付税措置率の引き上げが必要。
- 長寿命化のための改良については交付税対象となっているが、部位修繕等の機能回復のための修繕については、原則、交付税対象外となっており、計画に含まれるものについては、財政支援の対象とするなど、対象の拡大が必要。

24 中山間地域等の人口減少地域に関する支援

【提案先：総務省、内閣府、国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 人口減少が顕著な地域に重点化した事業展開を継続的に支援すること

【現状・課題等】

- ・成長都市と言われる本市の中心部では人口増加が続いている一方で、人口減少が顕著な地域も多く存在する。
- ・特定市町村の区域とみなされる区域に該当する福富町、豊栄町、河内町以外の人口減少が顕著な一部地域は、県中山間地域振興計画において「中山間地域」の対象外となっている。
- ・こうした人口減少が顕著な地域では、高齢化及び人口減少に伴う過疎化に歯止めがかからない状況にあり、地域コミュニティの維持、基礎的生活機能の維持が困難となっている。
- ・合併により広域化した市域における持続可能な地域づくりの視点から、人口減少地域の実情に応じた総合的な対策が急務となっているため、事業を展開・継続する上で、「中山間地域」等指定エリアに限定しない国・県の更なる支援が必要である。

東広島市の取組状況等

【取組状況】

第五次東広島市総合計画後期基本計画において、9つの地域ごとの地域別計画を策定し、まちづくりの施策の方向性や拠点を定め、地域資源を活かしたまちづくりを進めている。

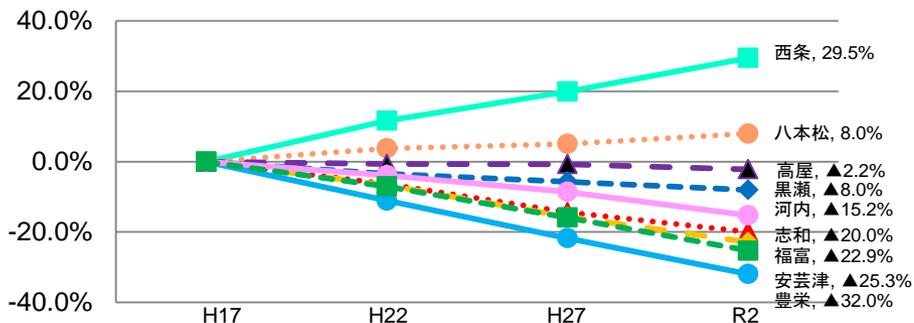
また、「多様な主体と地域資源を活かした人口減少地域総合対策」として、様々な分野を超えた取組みをパッケージ化し、包括的かつ戦略的に事業を展開している。

- (1) 地域に活性化をもたらす特性を活かしたまちづくり
 - (2) 地域内経済循環の拡大による地域経済の活性化
 - (3) 人口の流出抑制・流入促進による地域コミュニティの活性化
- これらの取組みの強化・拡充・継続を図るため、国・県の更なる支援が必要である。

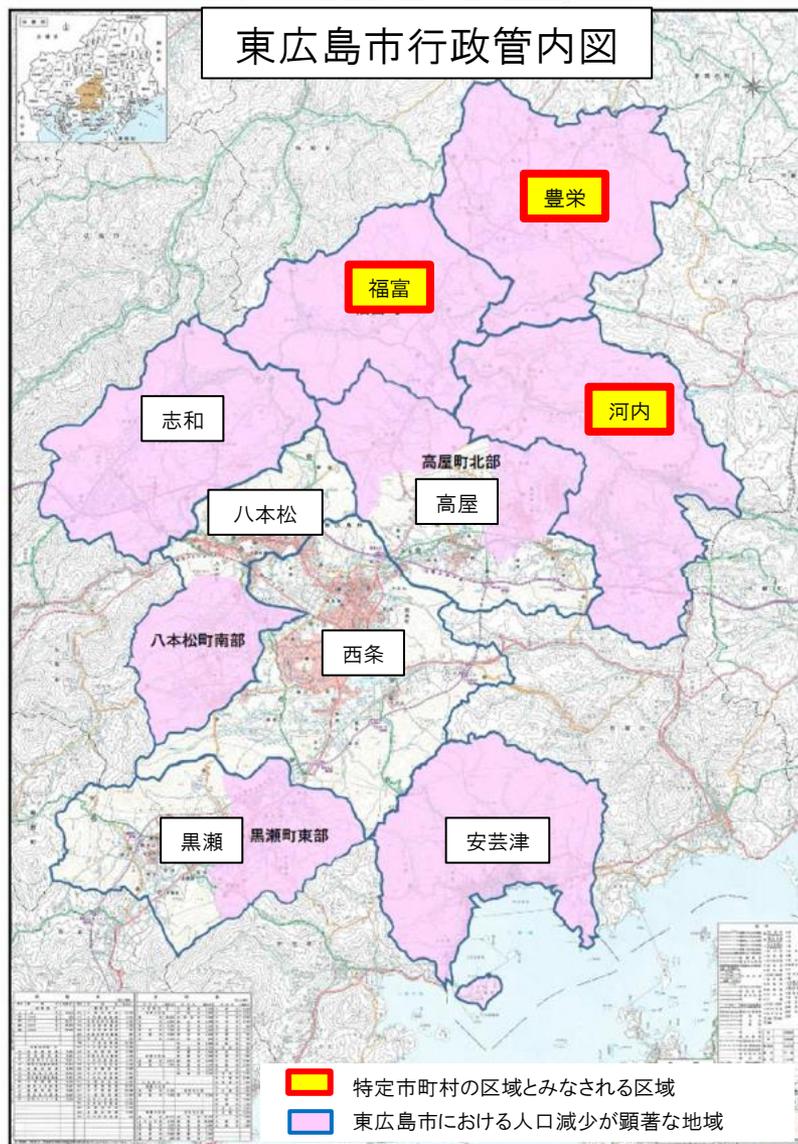
【期待される効果】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や、山村振興法などの制度上の制約を超えて、人口減少が顕著な地域における、地域の実情に応じた、地域課題の解決をめざす取組みの強化・拡充を全県で図ることにより、転出超過を食い止め、持続可能な地域づくりを推進する。

人口増減率(国勢調査 H17を0%とした比較)



24 中山間地域等の人口減少地域に関する支援



25 鉄道の利便性の向上

【提案先：国土交通省、広島県、JR西日本】

【提案事項】

- 鉄道施設のバリアフリー化を促進すること
- JR山陽本線・呉線・山陽新幹線の利便性の向上を図ること

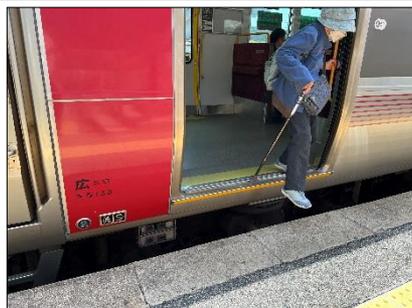
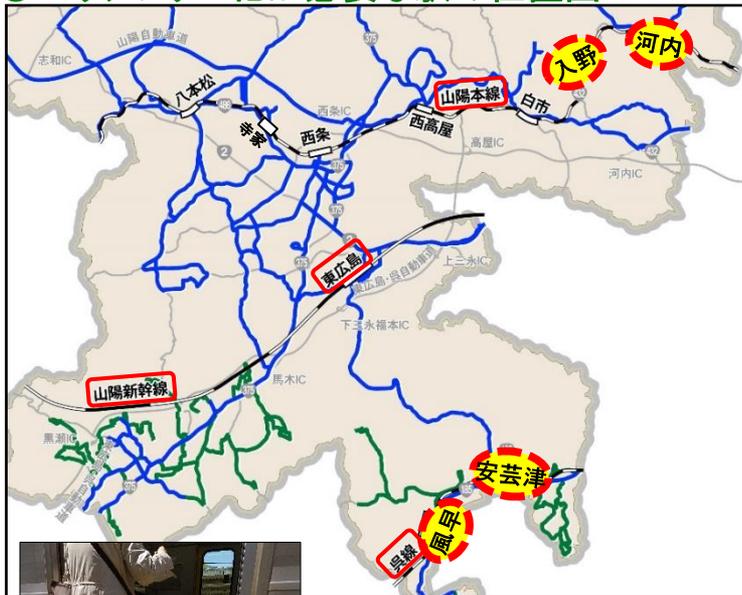
【現状・課題等】

- ・本市では、乗降客数の少ない駅において、バリアフリー化が未実施であることから、車両とホームの間に生じている段差や、車いすでは自力で渡れない跨線橋など、高齢者や障がい者等の利用に支障が生じており、自立を目指す交通弱者の視点に立った鉄道施設の利便性の向上が求められている。
- ・乗降客の利便性向上のため、鉄道施設のバリアフリー化の促進や、JR山陽本線・呉線・山陽新幹線の増便、広島シティネットワークの延伸等の対応が必要である。

東広島市の取組状況等

【鉄道施設のバリアフリー化の促進】

◎バリアフリー化が必要な駅的位置図



▲段差解消が必要なJR駅ホーム(約40cmの段差が生じている)

25 鉄道の利便性の向上

【JR山陽本線・呉線・山陽新幹線の増便、広島シティネットワークの延伸等】

みどりの券売機プラス⇒
(東広島駅、西条駅、西高屋駅に
導入済み)

※写真:JRおでかけネットより



赤枠:バリアフリー化未対応の駅
単位:人/日

◎各駅別乗降客数の推移

路線名	駅名	H30	R1	R2	R3	R4	R5
山陽本線	八本松駅	7,574	7,766	6,234	5,994	6,406	6,452
	寺家駅	2,934	3,734	3,530	3,644	4,090	4,468
	西条駅	18,048	18,976	14,916	15,076	16,844	17,782
	西高屋駅	9,714	9,898	8,700	8,298	8,692	8,874
	白市駅	3,240	3,274	2,680	2,512	2,646	2,702
呉線	入野駅	428	422	402	362	372	380
	河内駅	798	808	690	696	684	730
	安芸津駅	608	704	582	530	514	522
山陽新幹線	東広島駅	3,532	2,820	1,574	1,782	2,248	2,472
	風早駅	358	410	376	364	344	382
小計		43,702	45,992	38,110	37,476	40,592	42,292
合計		47,234	48,812	39,684	39,258	42,840	44,764

26 安芸バイパス・東広島バイパス(東広島廿日市道路)の整備促進

【提案先:国土交通省】

【提案事項】

○ 安芸バイパス・東広島バイパスの更なる機能強化・強靱化対策を図ること

【現状・課題等】

- ・近年、東広島市内で産業団地の造成に伴い、自動車関連事業所の立地が増加するなど、西条バイパス沿線においても産業立地が進むなか、安芸バイパス・東広島バイパスが全線開通(2車線供用)し、生産活動の効率化や渋滞緩和に効果が現れている。
- ・平成30年7月豪雨災害時においては、道路の崩落により約2週間通行止めとなり、住民生活や経済活動に多大な影響を与えた。
- ・広島広域都市圏を東西に繋ぐ基幹道路として、広島空港及び広島港へのアクセス強化や、生産活動の効率化等、整備効果を最大限発揮させる事が必要である。加えて災害時は救命救急活動や緊急物資輸送を支え、山陽自動車道や一般国道2号の代替路としての機能を有することから、4車線化など更なる機能強化・強靱化が必要である。

東広島市の取組状況等

26 安芸バイパス・東広島バイパス(東広島廿日市道路)の整備促進

○安芸バイパス・東広島バイパスについて、4車線化など更なる機能強化・強靱化を要望している。



平成30年7月豪雨災害時の通行止め箇所



27 一般国道2号西条バイパス道照交差点の立体化の早期整備

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

- 市道土与丸御藪宇線(旧国道375号)との交差点(道照交差点)における立体化の早期整備を図ること

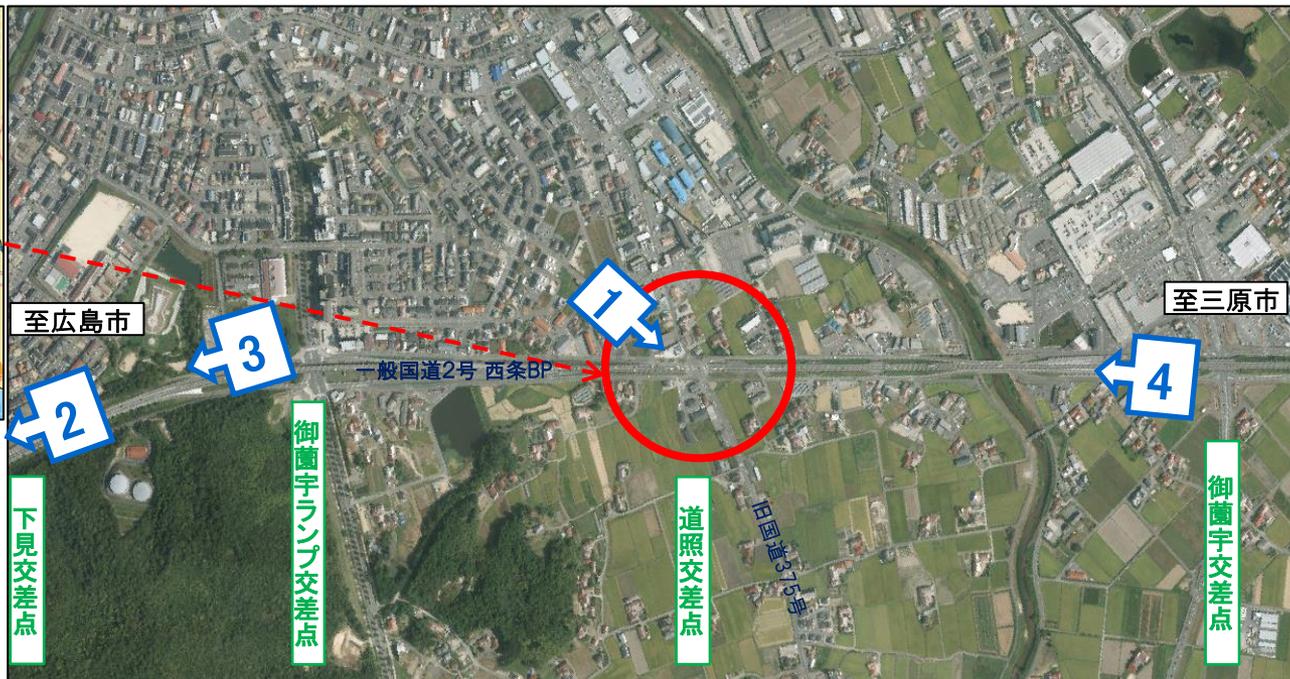
【現状・課題等】

- ・国道2号西条バイパスは、平成14年12月に2車線で全線開通し、また、令和5年3月に開通した東広島・安芸バイパスと合わせ、東広島市と広島市や広島空港、広島港等を結ぶ広域交通ネットワークを形成しているが、広域的な通過交通に東広島市街地からの交通が合流することで、通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、日常生活や経済活動の支障となっている。
- ・渋滞緩和と安全性確保のため、立体化の早期整備が必要である。

東広島市の取組状況等

27 一般国道2号西条バイパス道照交差点の立体化の早期整備

○一般国道2号西条バイパス道照交差点の立体化について、早期整備を要望している。



過去5年の交通事故発生件数
12件



立体化工事状況 (R7. 4月撮影)



下見交差点上り線
オンランプ



御園宇ランプ交差点上り線
オフランプ



御園宇交差点下り線
オンランプ

28 一般国道2号西条バイパスの整備促進

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

○ 国道2号西条バイパス4車線化の整備促進に必要な予算を確保すること

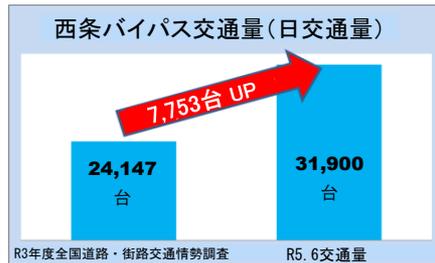
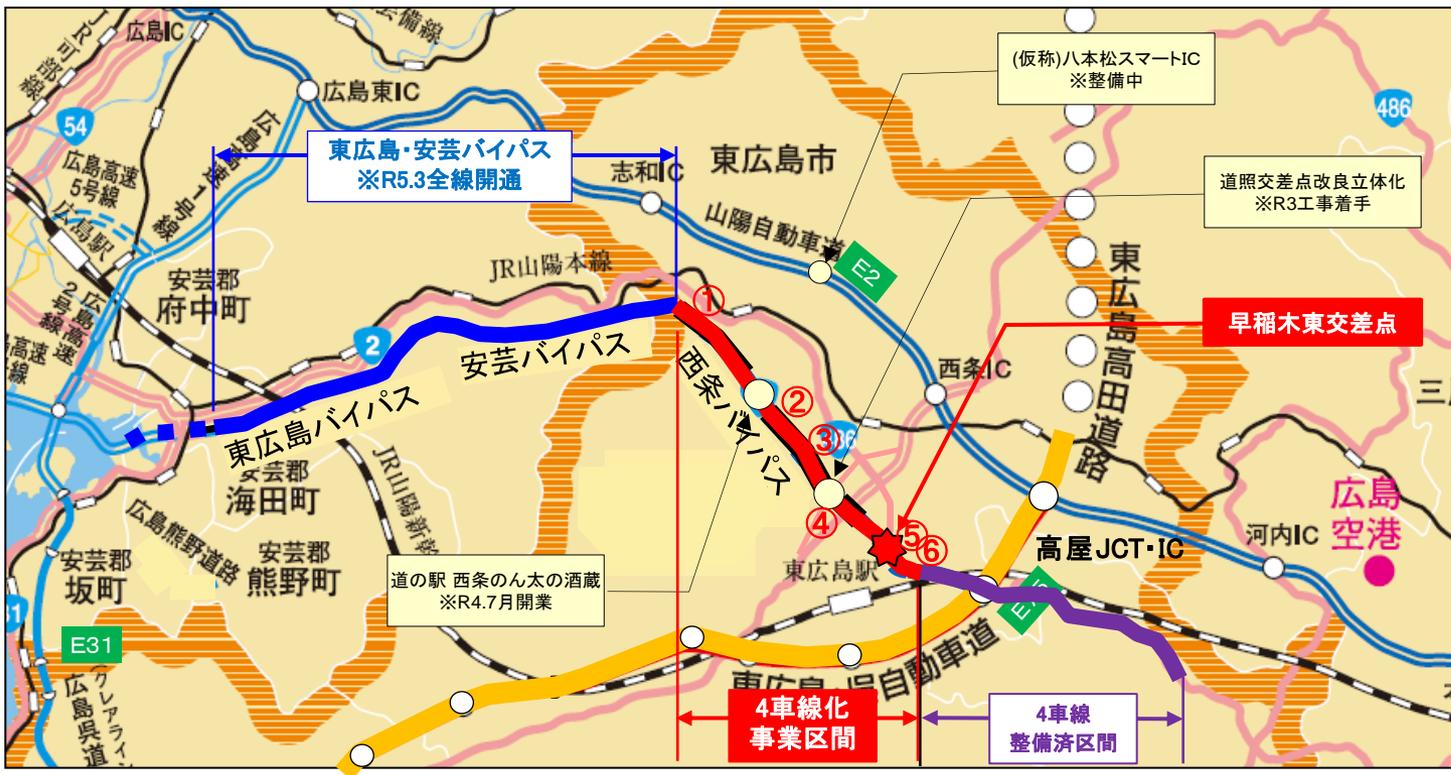
【現状・課題等】

- ・国道2号西条バイパスは、平成14年12月に2車線で全線開通し、また、令和5年3月に開通した東広島・安芸バイパスと合わせ、東広島市と広島市や広島空港、広島港等を結ぶ広域交通ネットワークを形成しているが、広域的な通過交通に東広島市街地からの交通が合流することで、通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、日常生活や経済活動の支障となっている。
- ・本路線は緊急輸送道路の機能を有し、また令和4年7月開業の「道の駅西条のん太の酒蔵」は防災道の駅に指定されている。
- ・本路線は、広島空港や広島港へのアクセス向上及び、産業活動の支援や経済活動の活性化に繋がるため、西条バイパス4車線化の整備促進を図る必要がある。

東広島市の取組状況等

28 一般国道2号西条バイパスの整備促進

○一般国道2号西条バイパスの4車線化について、早期整備を要望している。



29 一般国道185号安芸津バイパス及び交通安全施設の早期整備

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

- 国道185号安芸津バイパスを早期に整備すること
- 国道185号の交通安全施設(歩道)を早期に整備すること

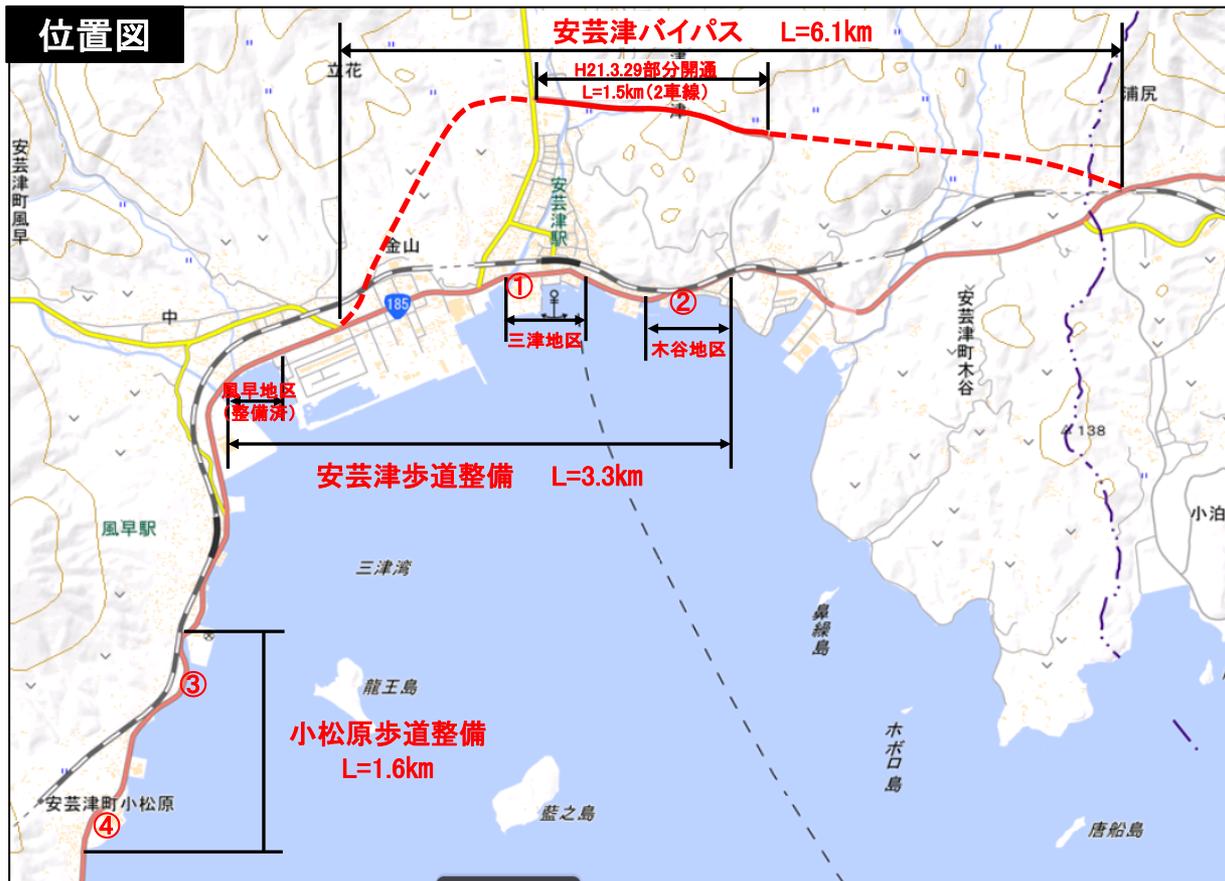
【現状・課題等】

- ・安芸津町の中心部においては、道路幅員の狭い箇所やカーブのきつい箇所が存在し、大型車の離合が困難な状況にある。また、安定的な輸送を確保すべき路線として重要物流道路に指定されているが、台風に伴う高潮による通行止めが頻発し、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしている。
- ・安芸津バイパスの事業用地は概ね取得済みであり、地元からも早期整備に対する期待が高い。
- ・現道は通学路に指定されているが、歩道が十分に整備されておらず、歩行者等にとって危険な状態にあるため、歩道の早期整備が必要である。
- ・狭隘区間や線形不良箇所、台風や高潮等による通行止めを回避し、走行性、安全性を向上させるため、安芸津バイパスの早期整備が必要である。

東広島市の取組状況等

29 一般国道185号安芸津バイパス及び交通安全施設の早期整備

○一般国道185号安芸津バイパス及び交通安全施設について、早期整備を要望している。



③ 通学路となっているが、歩道がなく、幅員も狭いため危険な状況。



④ スクールバス停付近に歩道がなく、小学生の登下校が危険。



① 道路幅員が狭く、カーブが急なため、反対車線にはみ出して走行している。



② 台風による被災状況
大雨、台風などにより道路が冠水し、通行止めとなる。

30 (仮称)八本松スマートインターチェンジの整備促進

【提案先:国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ (仮称)八本松スマートインターチェンジの整備促進及び関連市道整備のための財源を確保すること

【現状・課題等】

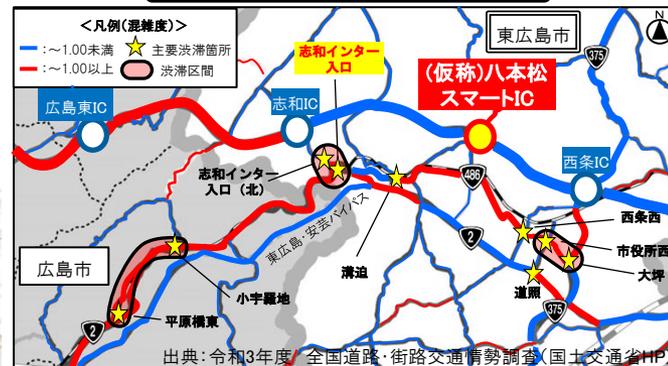
- ・新たなスマートICの設置予定地周辺は、複数の工業団地、大型の工場が集積する地域である。スマートICの設置により山陽自動車道へのアクセス性が向上することで、企業の生産性の向上や、周辺地域の活性化が期待されている。
- ・国道2号に開業した「道の駅西条のん太の酒蔵」のゲートウェイ機能を活用し、スマートICと連携した広域的な観光客の取り込みが期待されている。
- ・これらの理由により、(仮称)八本松スマートインターチェンジの整備促進及び関連市道整備のため、財源確保が必要である。

東広島市の取組状況等

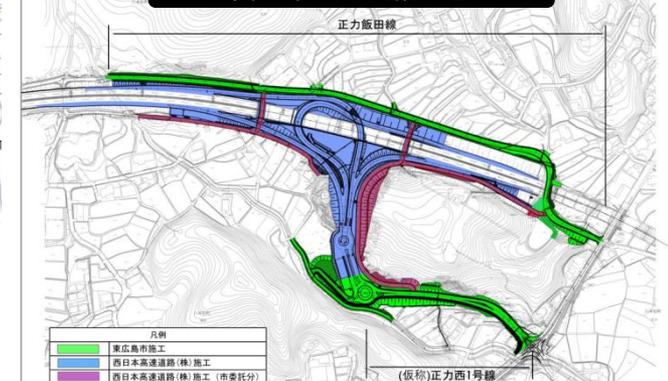
30 (仮称)八本松スマートインターチェンジの整備促進

○(仮称)八本松スマートインターチェンジについて、早期整備を要望するとともに、関連市道の整備を進めている。

志和IC周辺の渋滞状況



関連市道の整備計画



- ⊕: 病院
- : 工業団地
- : 観光地
- ☆: 主要渋滞箇所



○高速道路の利便性向上により周辺地域の活性化を図るため、(仮称)八本松スマートICの早期整備が必要

○渋滞対策やまちづくりにおける拠点性向上のため、スマートIC整備にあわせて、(仮称)正力西1号線をはじめとした市道の整備が必要

31 東広島・呉自動車道の整備促進

【提案先：国土交通省】

【提案事項】

○ 東広島・呉自動車道の更なる機能強化・強靱化対策を図ること

【現状・課題等】

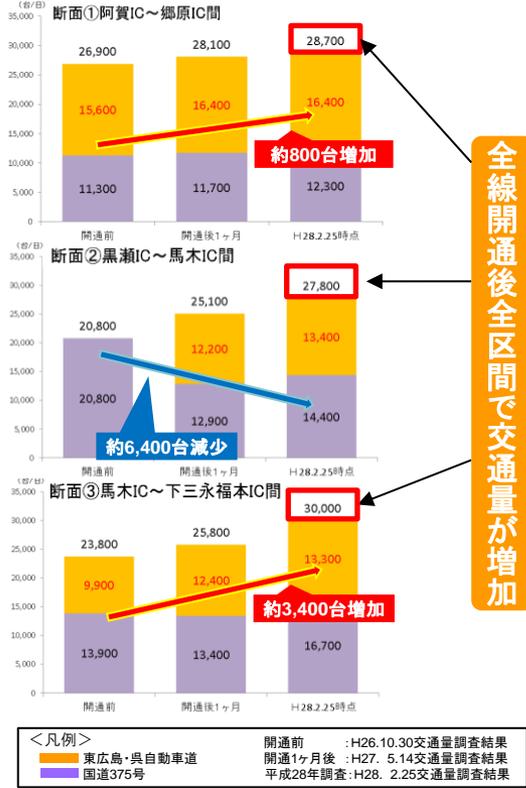
- ・呉市から東広島市を經由し、山陽自動車道及び広島空港へのアクセス性を高めるとともに、広域観光の開発や産業基盤、生活環境の整備促進を目的として整備が進められ、平成27年3月に高屋JCT・ICから阿賀ICまでの全線(L=32.8km)が開通した。平成29年4月には大多田ICが開通し、令和4年3月には阿賀IC立体化が完成した。
- ・全線開通により、懸案となっていた渋滞が減少し、沿線の産業団地が完売となるなど全線開通の効果が発揮されている。また、平成30年7月豪雨災害では、救命救急活動や緊急物資の輸送を支え、広島・呉間が通行止めの際、代替路として機能を発揮した。
- ・近年、雨の降り方の局地化・集中化により、豪雨災害が激甚化・頻発化しており、リダンダンシーの確保等、災害に強い道路ネットワークの構築のため、暫定2車線供用区間の4車線化などによる機能強化と強靱化対策を行い、道路の安全性・信頼性を向上させる必要がある。

東広島市の取組状況等

31 東広島・呉自動車道の整備促進

○東広島・呉自動車道の4車線化などによる機能強化・強靱化対策について、早期整備を要望している。

【東広島・呉自動車道と国道375号の断面交通量】



全線開通後全区間で交通量が増加



全線開通後、沿線工業団地進出企業数 **23社**



32 東広島高田道路の早期整備

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 広域連携を強化する東広島高田道路を早期に整備すること

【現状・課題等】

- ・東広島高田道路は山陽自動車道と中国自動車道を南北に結び、広域的な地域集積圏の交流を促進し、県中央部と広島空港を結ぶフライト軸としての役割を担う重要な幹線道路であり、沿線自治体からも広島広域都市圏の連携強化のため、早期整備の要望が挙がっている。
- ・令和7年5月には向原吉田道路(安芸高田市)の供用が開始されたところであり、事業効果発現のためにも、本市域内における調査区間の追加指定、及び国道375号と接続する調査区間7kmの整備区間指定が必要である。また、本市の整備区間2kmのうち、未整備となっている約1kmの区間の早期整備が必要である。



令和7年5月25日
向原吉田道路
(向原IC～吉田IC)
開通式

33 脱炭素先行地域を起点にした市域の脱炭素の推進

【提案先:環境省】

【提案事項】

- 東広島市は令和6年度に脱炭素先行地域に採択されたところであるが、対象地域のみならず、市域全体の脱炭素化が推進できるよう支援すること

【現状・課題等】

- ・本市は、令和6年度に脱炭素先行地域に採択されたことを受け、関係省庁の協力を仰ぎながら、先行地域である広島大学及びその周辺地域を中心に、これまで以上に民生部門の脱炭素化を強力に推進することとしている。
- ・市域全体で脱炭素化を推進するには、事業所・工場における設備投資が不可欠であるが、現在の国の設備導入の補助制度は、補助対象となる設備の範囲や性能要件、事業規模に関する要件などが厳しい。(特にSHIFT事業は、中小規模の事業者や、既存設備の更新を検討する事業所にとっては、制度の活用が難しい状況が見受けられる。)
- ・より多くの事業所が脱炭素化に向けた取組みを推進できるよう、補助制度の改正や、要件緩和などが必要である。

東広島市の取組状況等

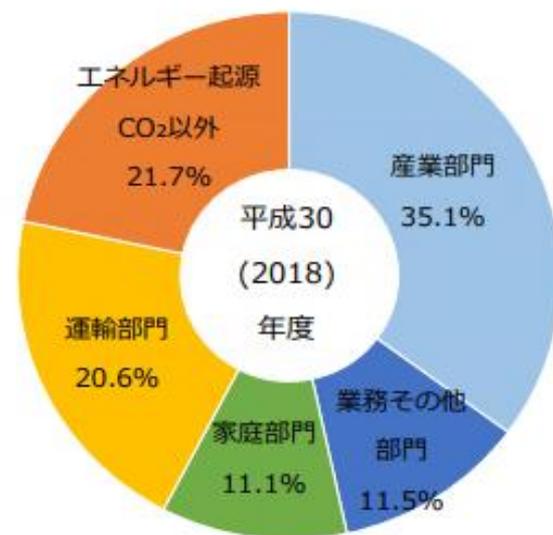
- ・本市は、令和4年3月に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また、同月には、第2次東広島市環境基本計画を策定し、「2050年の望ましい将来像」として脱炭素化の実現と省エネルギー・脱炭素社会への転機を明記した。
- ・令和6年3月には、本市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を基準年比46%以上、50%の高みを目指すとした。
- ・その目標達成に向け、環境省の補助事業を活用しながら、市域における再生可能エネルギー導入拡大と省エネルギー化を推進している。
- ・さらに、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素先行地域を設け、先行地域内に太陽光発電設備を設置して系統接続によるエネルギーの地産地消を行い、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしている。
- ・一方で、産業部門、特に製造業における温室効果ガス排出量は、近年高止まり感はあるものの、いまだ基準年度比100%以上である。本市独自の事業や国の交付金事業を活用し、再エネ設備・省エネ設備の導入支援をしているが、本市における製造業は、大手製造事業者のTier2、Tier3が多く、中小規模の事業者の脱炭素に資する取組みが進んでいない。

33 脱炭素先行地域を起点にした市域の脱炭素の推進

表 2-5 温室効果ガス排出量の推移

部門・分野		年度	[単位：千t-CO ₂]					最新年度	最新年度
		基準年度 平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	/基準年度 (2018 /2013)	
産業部門	製造業	684	724	769	818	812	810	18.5%	
	建設業・鉱業	14	13	13	11	11	10	-32.9%	
	農林水産業	27	22	23	24	23	20	-26.1%	
	小 計	725	758	805	852	845	840	15.8%	
業務その他部門		397	375	328	286	282	275	-30.8%	
家庭部門		305	280	275	273	264	265	-13.2%	
運輸部門	自動車	362	368	392	394	398	405	11.8%	
	鉄道	89	87	87	86	83	76	-14.5%	
	船舶	13	12	12	12	13	13	-1.5%	
	小 計	464	468	491	493	494	494	6.4%	
廃棄物分野等		58	61	57	60	58	58	-0.2%	
代替フロン類		198	231	288	441	448	461	132.8%	
合 計		2,148	2,173	2,245	2,406	2,391	2,393	11.4%	

※温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度の総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の改訂・更新等に伴い、数値を改めて算定していることから旧区域施策編の数値と異なります。
※小計・合計の数値は、小数点四捨五入の関係上、合致しないことがあります。



34 再生可能エネルギーの地産地消の推進

【提案先：経済産業省】

【提案事項】

○ 再生可能エネルギーを地域で自家消費できるよう支援すること

【現状・課題等】

- ・本市では、カーボンニュートラル実現に向け、再エネの導入を推進している。本市は地域新電力会社を立ち上げており、太陽光発電設備の設置や、FIT電源の特定卸による地産地消を推進しようと検討している。
- ・しかしながら、新たな太陽光発電設備の設置は、系統接続の負担金が多額になること、FITの太陽光発電は、電力卸売市場の価格で買い入れる必要があり電力需要ひっ迫による価格高騰リスクがあることから、再生可能エネルギーの調達が難しい。
- ・地域での再生可能エネルギーの地産地消を推進するためには、系統接続しやすくなるための財政的支援のほか、既存のFIT電源を、相対で固定価格買い入れができるような制度改革や、非FIT電源をFIT価格と同額程度で地域新電力会社が買い入れができるような財政的支援が必要である。

東広島市の取組状況等

- ・本市は、令和4年3月に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また、同月には、第2次東広島市環境基本計画を策定し、「2050年の望ましい将来像」として脱炭素化の実現と省エネルギー・脱炭素社会への転機を明記した。
- ・令和6年3月には、本市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を基準年比46%以上、50%の高みを目指すとした。
- ・その目標達成に向け、環境省の補助事業を活用しながら、市域における再生可能エネルギー導入拡大と省エネルギー化を推進している。
- ・さらに、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素先行地域を設け、先行地域内に太陽光発電設備を設置して系統接続によるエネルギーの地産地消を行い、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしている。

◎再生可能エネルギーを地産地消するためには、系統接続しやすくなるための財政的支援のほか、既存のFIT電源を、相対で固定価格買い入れができるような制度改正や、非FITとして設置する電源をFIT価格と同額程度で地域のエネルギー会社が買い入れできるような財政的支援が必要である。

34 再生可能エネルギーの地産地消の推進

次世代のための学園都市型カーボンニュートラル ～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～

先行地域の対象	鏡山一丁目、西条下見五丁目、西条下見六丁目、西条下見七丁目、東広島運動公園
主なエネルギー需要家	集合住宅(114棟3,434世帯)、戸建住宅(115軒)、商業施設・オフィスビル(133件)、広島大学東広島キャンパス
共同提案者	広島県、(大)広島大学、東広島スマートエネルギー(株)、(株)広島銀行、広島ガス(株)

取組みの全体像

大学移転から30年程度経過した学生街の既存の集合住宅及び戸建住宅の脱炭素化に取り組む。また、広島大学内で行うEVを活用したエネマネの取組みを当該学生街でも行う等、大学を起点とした取組みを展開していく。さらに、地域エネルギー会社、エネルギーサービス事業者、地域金融機関が連携し、本取組みを契機とした横展開を行う体制を構築する。

脱炭素化に関する主な取組み

- ① 集合住宅…太陽光発電設備・蓄電池を組み合わせたエネマネを実施することで、一括受電サービスを提供。あわせて空調や給湯の更新を行い省エネ化を推進
- ② 戸建住宅…太陽光発電設備及び蓄電池のリースサービスをHSE、地元事業者、太陽光サービス事業者が連携して展開
- ③ 東広島運動公園駐車場等の屋外スペースを活用し、太陽光発電設備(2.7MW)を導入。施設の自家消費電力を賄いつつ、余剰電力は地域エネルギー会社が買電し、下見エリアへ供給
- ④ 広島大学…PPAで太陽光発電設備(6.6MW)を導入。あわせてZEB化を目標にした省エネ機器の導入を実施

35 再生可能エネルギーの導入促進

【提案先：内閣府、経済産業省】

【提案事項】

○ 送配電網の増強を支援すること

【現状・課題等】

- ・本市では、カーボンニュートラル実現に向け、再エネの導入を推進している。再エネの更なる導入に不可欠な送電設備の増強については、その増強費用の一部に再エネ賦課金を活用(系統措置交付金)し、将来の電源ポテンシャルを見据えて計画的に対応するとされている。
- ・しかしながら、地域での再エネ導入に伴う系統増強は、発電事業者の申し出によって、負担金を拠出することで事業を行う方針に変わりはないことから、再エネ導入が確定していない段階から系統を増強することはない。
- ・地域の再エネ導入や地産地消を加速化するためには、送配電事業者が主体的に末端の系統を増強することが必要であり、賦課金以外の財政的な支援が必要である。

東広島市の取組状況等

・本市は、令和4年3月に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また、同月には、第2次東広島市環境基本計画を策定し、「2050年の望ましい将来像」として脱炭素化の実現と省エネルギー・脱炭素社会への転機を明記した。

・また、令和6年3月には、本市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を基準年比46%以上、50%の高みを目指すとした。

・その目標達成に向け、環境省の補助事業を活用しながら、市域における再生可能エネルギー導入拡大と省エネルギー化を推進している。

・さらに、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素先行地域を設け、先行地域内に太陽光発電設備を設置して系統接続によるエネルギーの地産地消を行い、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしている。

◎本市の地域特性に応じた脱炭素化にあたっては、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの高い市周辺地域から電力需要の高い市中心部へ電力を送るための電力システムの増強が必要であるが、系統増強には、発電事業者に多額の事業費負担が必要になる。

35 再生可能エネルギーの導入促進

「東広島市地球温暖化対策実行計画区域施策編」

計画期間：令和6(2024)年度～令和12(2030)年度

区域施策編(市域全体)

目標

- ・ 基準年比2030年△46%以上(50%の高みを目指す)
- ・ 2050年カーボンニュートラル

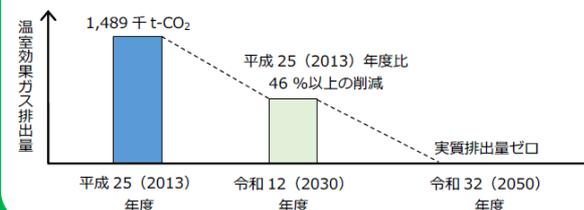
重点的に行う施策・対策の項目

- 1 市民・事業者の行動変容による省エネ行動の促進・省エネルギー化
(支援事業、啓発等による市民事業者の省エネ行動の促進)
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電力の低炭素化
(電力由来の二酸化炭素排出量の削減による効果)
- 3 特定排出事業所による脱炭素に向けた取組みの推進
- 4 適正な森林保全の推進による森林吸収量の確保
(森林整備の促進や、J-クレジットなどの成果の見える化)
- 5 積極的な再生可能エネルギーの導入
(52MWの再エネ導入を推進)

本市が新たに目指す削減目標

国等の上位計画や第2次東広島市環境基本計画との整合に配慮するとともに、「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」の実現に相応しいものとし、以下に示すとおりとします。

- 令和12(2030)年度に46%以上(平成25(2013)年度比)の削減
※再生可能エネルギーの積極的な導入により50%の高みにおけ挑戦する
- 2050年カーボンニュートラルの達成



36 水災害リスクを踏まえた流域治水対策の推進

【提案先：総務省、国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 各水系毎の災害常襲区域における氾濫を防ぐ・減らすための対策を図ること
- 特定都市河川の指定(今後指定予定)区域内における市管理の普通河川の整備等について、財政支援やそれに関する新規制度を創設すること

【現状・課題等】

- ・本市では、地球温暖化に伴う異常気象、開発に伴う河川への流入増により、災害常襲区域では内外水氾濫により浸水被害が頻発・激甚化しており、浸水被害の防止・軽減が課題となっている。
- ・総合的・多層的な治水対策を強力に推進するため、緊急自然災害防止対策事業債の期間延長や、さらなる財政支援やそれに関する新規制度の創設が必要である。

- ・黒瀬川水系において、特定都市河川浸水被害対策法の活用を推進するとともに、それ以外の市内の災害常襲区域の浸水被害を防止・軽減するために、令和7年度には「東広島市流域治水推進計画」を策定し、流域治水を強力に推進することを検討している。

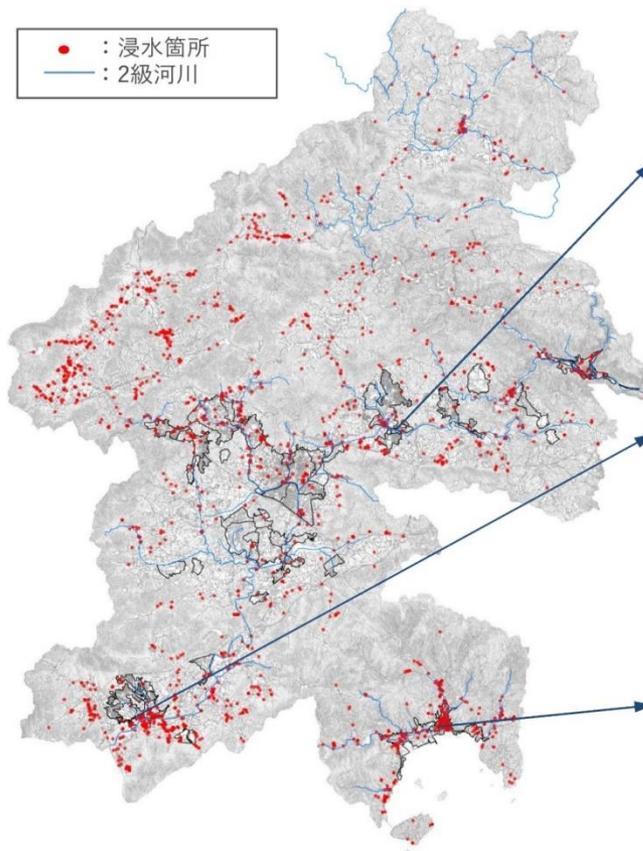
降雨と浸水被害の関係(H22～H30)

年度	総雨量 (mm)	床上・床下 浸水 (件)
H22(2010)	71.0	199
H23(2011)	56.5	3
H24(2012)	69.5	7
H25(2013)	193.5	13
H26(2014)	134.0	74
H27(2015)	70.5	4
H28(2016)	213.5	85
H29(2017)	—	0
H30(2018)	521.0	1,146

平成30年7月豪雨による
浸水箇所位置



● : 浸水箇所
— : 2級河川



37 河川改修事業の整備促進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 河川改修事業を促進するための事業費を確保し河川整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市域には、黒瀬川、入野川、関川をはじめ県管理河川が65河川あり、とりわけ黒瀬川流域、入野川流域では、大規模な開発が進んでおり、保水機能が低下するとともに、地球温暖化に伴う異常気象の影響等により、洪水に対する危険度が高まっている。
- ・平成11年、平成21年、平成22年、平成30年、令和3年の豪雨では、多くの河川が氾濫し家屋浸水など甚大な被害が発生している。
- ・災害の危険性が高い、入野川(宮領地区及び入野地区)の整備や未改修河川の深堂川等の早期整備が必要である。また、黒瀬川の寺家地区(友待橋～六日市橋)については、本市の西条第二地区での急速な住宅開発や地形的条件から浸水被害が懸念されるため、河川改修をはじめとした総合的な治水対策を早期に進めることが必要である。

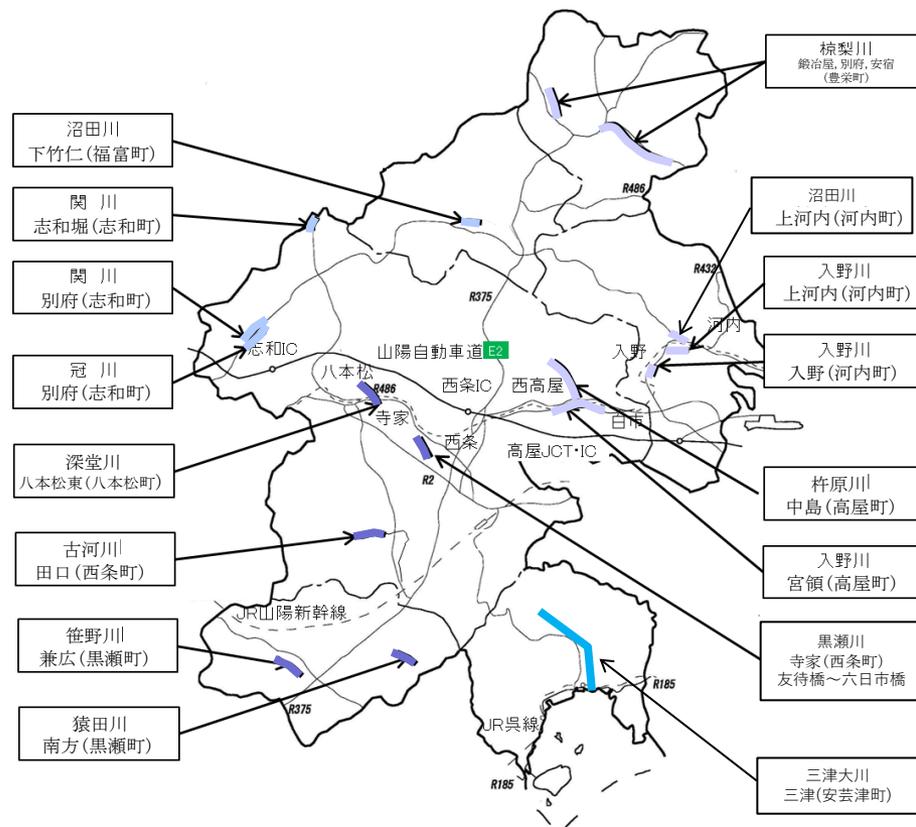
東広島市の取組状況等

37 河川改修事業の整備促進

○以下の河川について、早期整備を要望している。

(事業概要)

水系	河川名	地先名	事業期間	事業計画	延長
沼田川水系	杵原川	中島(高屋町)	昭和60年度～	広域河川改修事業	2,440m
		入野川	宮領(高屋町)		昭和57年度～
	沼田川	上河内(河内町)	平成元年度～		1,260m
		入野(河内町)	平成元年度～		1,850m
		下竹仁(福富町)	平成15年度～		650m
黒瀬川水系	椋梨川	鍛冶屋, 別府, 安宿(豊栄町)	平成2年度～	河川改良事業	1,200m
		鍛冶屋, 別府, 安宿(豊栄町)	平成2年度～		3,080m
	古河川	田口(西条町)	昭和47年度～	広域河川改修事業	3,100m
	猿田川	南方(黒瀬町)	平成8年度～	河川改良事業	600m
	笹野川	兼広(黒瀬町)	昭和60年度～		1,250m
黒瀬川	寺家(西条町)	令和3年度～	河川改良事業	1,100m	
深堂川	友待橋～六日市橋	令和3年度～		2,400m	
太田川水系	関川	別府(志和町)	平成元年度～	河川改良事業	620m
		志和堀(志和町)	平成18年度～		200m
	冠川	別府(志和町)	-	河川改良事業	780m
単独河川	三津大川	三津(安芸津町)	令和3年度～	河川改良事業	780m



三津大川(三津地区) 浸水被害

杵原川(中島地区) 浸水被害

38 砂防事業の整備促進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

○ 砂防事業の早期完成のための事業費を確保し整備を促進すること

【現状・課題等】

- ・本市域の約60%以上は山地で、その大部分に花崗岩類が分布しており、花崗岩が風化した真砂土は、大雨の際、崩れやすいため、土石流が発生しやすいという特徴がある。
- ・本市域の土砂災害警戒区域(土石流)は1,260箇所、砂防指定地の指定を受けたものは95箇所にのぼる。
- ・平成11年、平成21年、平成22年、平成30年の集中豪雨や台風で甚大な被害が発生した。
- ・市民の生命・財産を土砂災害から守り、安全で快適な生活環境を確保するため、砂防事業の早期完成のための事業費を確保し、整備促進を図る必要がある。

東広島市の取組状況等

○以下の箇所について、早期整備を要望している

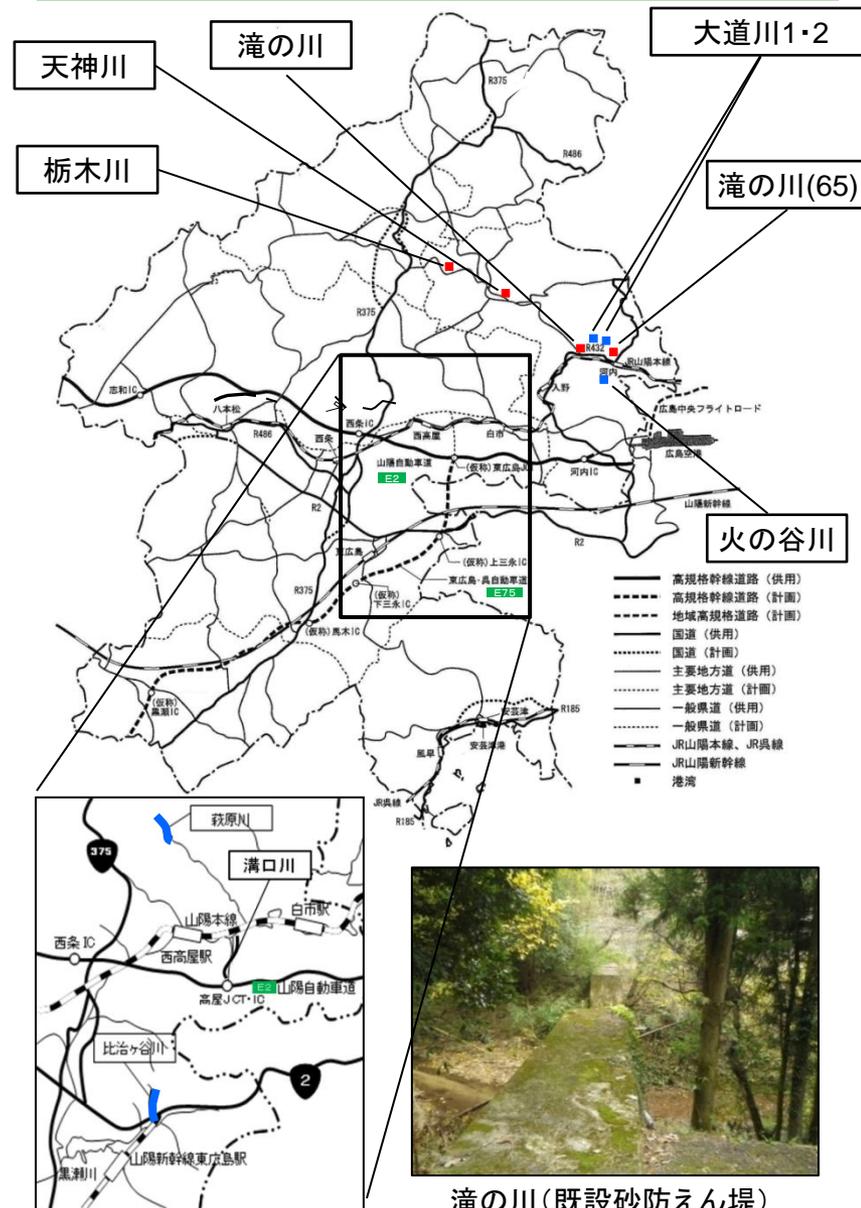
○国土交通省(補助事業)

水系名	溪流名	提案内容
沼田川	滝の川	早期完成を提案
沼田川	栃木川	早期完成を提案
沼田川	天神川	早期完成を提案
沼田川	滝の川(65)	早期完成を提案

○広島県(単独事業)

水系名	溪流名	提案内容
沼田川	火の谷川	早期完成を提案
	萩原川	早期完成を提案
	大道川1・2	砂防えん堤の整備検討を提案
黒瀬川	比治ヶ谷川	事業再開を提案

38 砂防事業の整備促進



39 急傾斜地崩壊対策事業の推進

【提案先：国土交通省、広島県】

【提案事項】

- 県施行事業の更なる整備促進を図ること
- 県費補助額の継続維持を図ること

【現状・課題等】

- ・本市では平成30年7月豪雨に伴う土砂災害等により、死者20人（関連死含む）、行方不明者1人など市内各所で甚大な被害が発生した。
- ・本市における土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は2,561箇所あることから、引き続き土砂災害対策の促進が求められ、急傾斜地の崩壊から住民の生命を守り、安全で安心な環境づくりを進めるための早急な対策が必要である。
- ・国の補助公共事業の採択基準を満たさない小規模な急傾斜地崩壊対策について、災害発生を未然に防止するために県費補助額の継続維持が必要である。

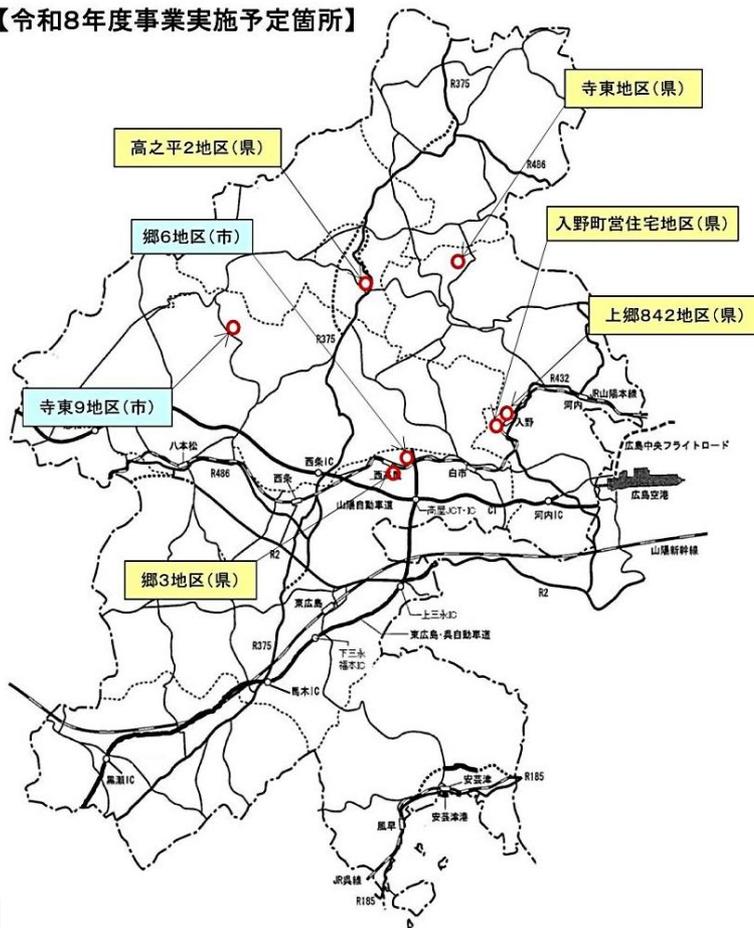
東広島市の取組状況等

39 急傾斜地崩壊対策事業の推進

【県事業実施予定箇所】

区分	地区名	場所
令和8年度	郷3	高屋町中島
	上郷842	河内町入野
	入野町営住宅	河内町入野
	高之平2	福富町上戸野
	寺東	河内町宇山

【令和8年度事業実施予定箇所】



【市事業実施予定箇所】

区分	地区名	場所
令和8年度	郷6	高屋町郷
	寺東9	志和町内
令和9年度以降	入野281(栃木)	河内町入野
	光路	八本松町原
	中筋9	高屋町高屋東
	上寺家	西条町寺家
	上只7	志和町志和東
	矢ノ浦	安芸津町木谷
	入野4702(重広)	河内町入野
	正力14	八本松町正力



郷3地区
(県実施予定)



寺東9地区
(市実施予定)

40 安芸津港港湾施設整備の推進

【提案先：内閣府、国土交通省、広島県】

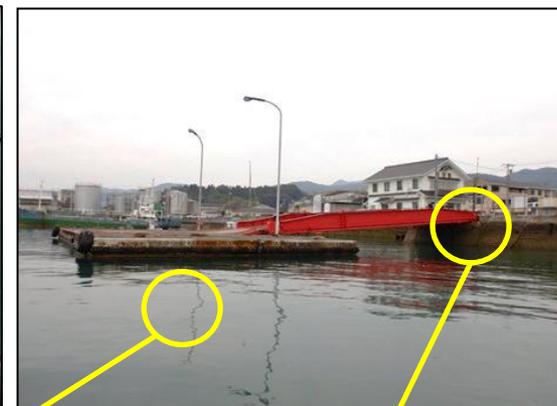
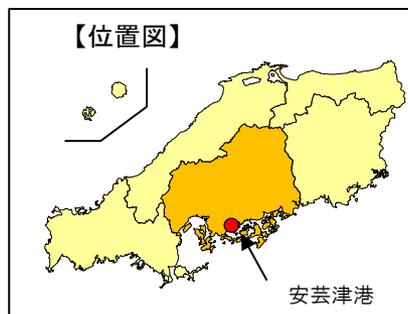
【提案事項】

- 港湾施設整備推進に係る支援拡充と財源確保を行うこと。
(地方創生港整備推進交付金関係)
- 災害時に人命を守る「命のみなとネットワーク」の形成に向けた財政支援や技術支援を行うこと。

【現状・課題等】

- ・平成30年豪雨災害時に、安芸津町において一時的に国道185号等の主要道路が通行不能、JR呉線の運休により、陸路が分断される状況が発生し、災害時の交通網の脆弱性が課題となっている。
- ・“みなと”の機能を最大限に活用した海上輸送による救助・救援や物資輸送のため、財政支援やみなとづくりに係る技術支援の拡充が必要である。

- ・令和8年度の完成に向けて安芸津棧橋改築工事を実施中。
その後は風早一文字防波堤整備を予定している。



風早一文字防波堤(整備予定)



41 警察官の増員による機能強化

【提案先：広島県】

【提案事項】

○ 東広島警察署の警察官を増員すること

【現状・課題等】

- ・本市を管轄する東広島警察署では、刑法犯認知件数が増加傾向にある中、近隣他市と比較して警察官1人当たりの負担が特に大きい状況が続いている。
- ・今後、半導体関連産業を中心とした企業の新規進出や設備拡充も見込まれ、交通量・人口の増加に伴う交通網の発展や住環境の変化に起因する治安事象の増加により、警察官の負担は更に大きくなるため、警察官の増員による機能を強化し、治安向上を図る必要がある。

東広島市の取組状況等

4.1 警察官の増員による機能強化

東広島警察署の警察官1人当たりの負担は、人口・刑法犯認知件数・交通事故発生件数のいずれにおいても、県内近隣市と比較して大きい状況にある。

令和7年度警察官の負担(見込み)

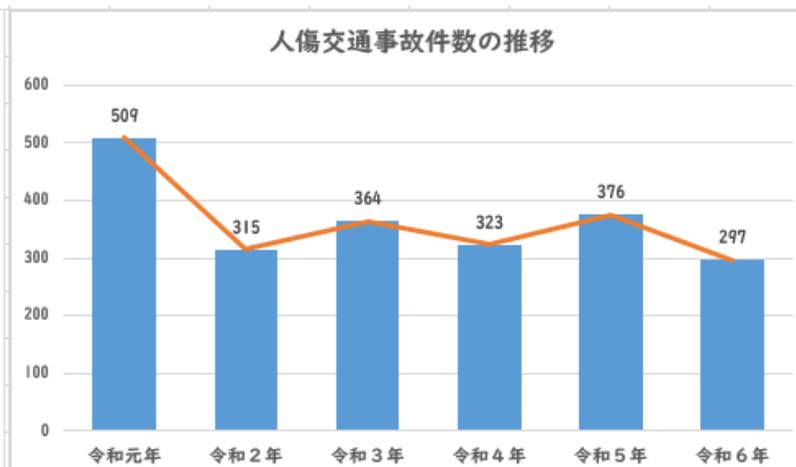
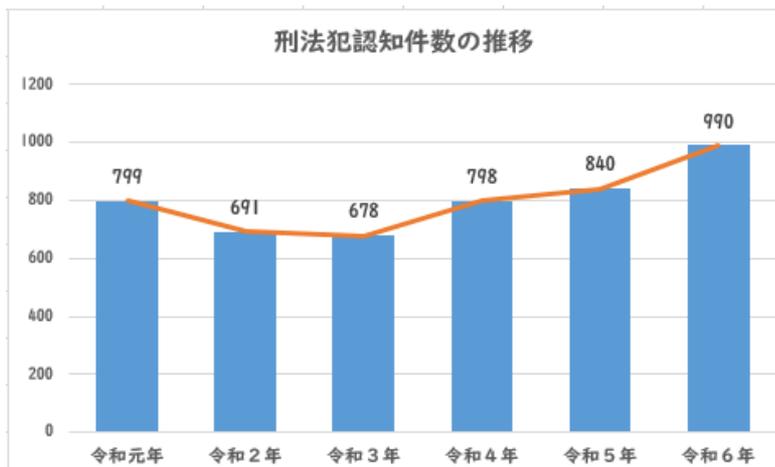
※人口：広島県人口移動統計調査から引用（R7.1.1現在）

刑法犯認知件数、人傷交通事故件数：広島県警（令和6年中）

人傷交通事故件数については、高速道路を除く（高速道路は交通部高速道路交通警察隊の取扱い）

市域	警察署	定員 (R7.4.1)	人口（推計人口）		刑法犯認知件数		人傷交通事故件数	
			人数	職員1人当たりの負担	認知件数	職員1人当たりの負担	発生件数	職員1人当たりの負担
東広島市	東広島警察署	194	198,589	1,023.7	990	5.1	297	1.5
呉市	呉警察署	187	197,064	637.7	854	2.8	312	1.0
	広島警察署	122						
尾道市	尾道警察署	165	122,815	744.3	494	3.0	123	0.7
三原市	三原警察署	135	85,319	632.0	351	2.6	88	0.7
廿日市市	廿日市警察署	124	112,565	907.8	407	3.3	123	1.0

本市における刑法犯認知件数は、令和3年から右肩上がりに増加し続けている。
人傷交通事故件数についても、隔年ごとに増減を繰り返している状況で、注視が必要である。



4.2 消防施設等の整備推進の財政支援

【提案先：総務省】

【提案事項】

○ 恒久的な消防施設等の整備に係る地方債制度を整備すること

【現状・課題等】

- ・消防力の維持・強化には、消防庁舎や消防車両、水利施設等の整備が不可欠であり、緊急防災・減災事業債を財源として活用してきた。
- ・同債は令和7年度まで延長されたが、時限措置であり、将来的な整備に支障をきたすおそれがあるため、恒久的な財政措置の継続が必要である。

東広島市の取組状況等

42 消防施設等の整備推進の財政支援

本市は消防事務の受託により、東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町を管轄し、多数の関連施設を管理・運用している。消防力の維持・強化にあたっては、消防庁舎、常備消防車両、消防水利、高機能消防指令センター、消防団格納庫等の整備が必要不可欠であることから、その財源として緊急防災・減災事業債を活用してきた。

【施設・車両等の保有状況】※R7.4現在(東広島市所有分のみ記載)

区分	施設数・台数	備考
消防署	1署6分署	築20年を経過したものが過半数
常備消防車両(消防自動車)	19台	18年以上経過で整備
常備消防車両(救急自動車)	14台	10年以上経過で整備
消防団格納庫	85庫	2カ年で1格納庫を整備
消防団車両	72台	25年以上経過で整備

【令和7年度の計画】※R7.4現在の見込

名称	総事業費(見込値)
消防庁舎整備	250,465千円
常備消防車両整備	99,584千円
消防水利整備(耐震性貯水槽)	103,100千円
消防団格納庫整備	84,900千円
消防団車両整備	36,066千円
消防通信指令設備整備	77,798千円
計	651,913千円

【令和6年度における緊急防災・減災事業債の活用状況】

名称	総事業費	うち、緊急防災・減災事業債
消防庁舎整備	117,804千円	53,600千円
常備消防車両整備	35,274千円	24,100千円
消防水利整備(耐震性貯水槽)	81,559千円	81,200千円
消防団格納庫整備	59,868千円	52,100千円
消防団車両整備	29,040千円	29,000千円
消防通信指令設備整備	89,222千円	74,300千円
計	412,767千円	314,300千円

【令和8年度から令和12年度までの計画】※R7.4現在の見込

名称	総事業費(見込値)
常備消防車両整備	568,208千円
消防水利整備(耐震性貯水槽)	439,000千円
消防団格納庫整備	156,200千円
消防団車両整備	153,428千円
消防通信指令設備整備	548,572千円
計	1,865,408千円

4.3 持続可能な医療提供体制の確保に向けた医師確保策

【提案先：厚生労働省、広島県】

【提案事項】

- 医師の確保について、地域偏在や診療科偏在の是正策に取り組むこと
- 持続可能な医師確保の仕組みを構築すること
- 適切な医療提供のできる二次保健医療圏とすること
- 救急医療提供体制の維持・確保に向けた取組みを行うこと

【現状・課題等】

- ・二次保健医療圏別の状況分析等を進め、医師派遣機能をもつ大学と連携し、医師の育成及び派遣に取り組むことが必要である。特に、医師偏在指標等の低い圏域に優先的に配置するなど、地域の実情を踏まえた医師の偏在解消策が必要である。
- ・広島県の「高度医療・人材育成拠点」基本計画を推進し、地域の医療機関に必要な医師が確実に配置される仕組みを構築することが必要である。
- ・適切な二次保健医療を提供するため、地域の実情に応じた医療圏の見直しや基準病床数制度の柔軟な運用が必要である。
- ・地域の救急医確保のため、育成・指導・支援の体制整備に取り組む、地域の実情に応じた、二次救急医療の持続的な運営のための支援制度が必要である。

東広島市の取組状況等

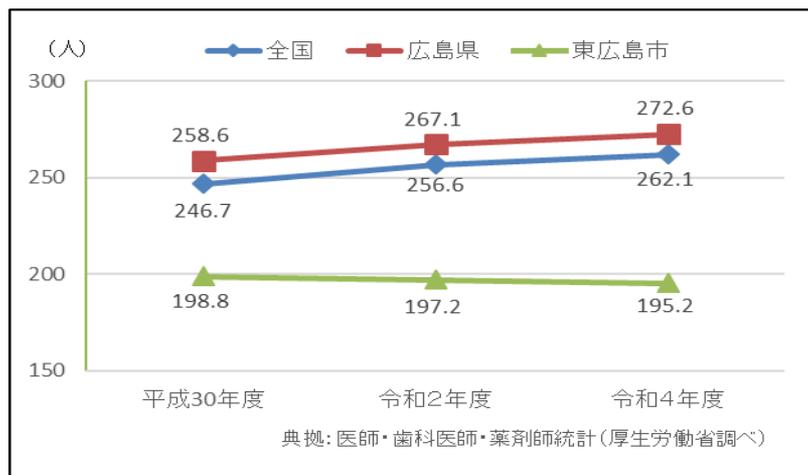
43 持続可能な医療提供体制の確保に向けた医師確保策

- 本市においては、臨床研修病院が東広島医療センターのみである等の理由から、地域医療を担うべき医師の確保が他圏域に比して非常に困難な状況となっている。また、本市の人口は増加傾向にある中、人口10万人当たりの従事医師数や医師偏在指標は、広島県及び全国を大きく下回っており、その差も広がってきている。
- こうした医師不足の現状から、二次救急病院群輪番制では、病院により当番日数の偏りが生じたり、東広島市休日診療所でも出務医が不足するなど、医療体制の維持・継続が困難な状況になりつつある。
- 東広島医療センターへの救急搬送を分散させ、地域での救急医療強化を図るため、令和5年度から平日昼間の二次救急当番日において医師を確保した医療機関に対して補助金を交付する取組みを行っている。
- また、医師不足の解消と医療の高度化を実現するため、広島大学に寄附講座を設置し、東広島医療センターの診療体制の充実と人材育成の取組みを行っている。

【東広島市の国勢調査人口の推移】

	H22	H27	R2
人口	190,135人	192,907人	196,608人
増加人口	+5,705人 (+3.1%)	+2,772人 (+1.5%)	+3,701人 (+1.9%)

【人口10万人対従事医師数】



【医師偏在指標の圏域別の状況】

区分	医師全体			分娩取扱医師			小児科医師		
	偏在指標	順位	備考	偏在指標	順位	備考	偏在指標	順位	備考
全国	255.6	-		10.5			115.1		
広島県	254.2	22		8.6	41	下位	101.1	38	下位
広島	298.9	41	多数区域	9.9	114		104.7	165	
広島西	239.1	82	多数区域	3.9	269	少数区域	148.5	30	
呉	266.7	60	多数区域	9.9	111		116.6	114	
広島中央	200.4	159		6.0	249	少数区域	75.4	271	少数区域
尾三	198.2	169		9.4	130		93.4	198	
福山・府中	201.3	154		7.6	186	少数区域	84.4	234	少数区域
備北	219.8	107	多数区域	9.1	139		107.5	148	

出展: 「医師偏在指標 (R6.1.10更新)」厚生労働省

4.4 県立安芸津病院の医療提供体制の維持・強化

【提案事項】

【提案先：広島県、広島県立病院機構】

- 広域的な医療や急性期における医療の機能維持・強化を図ること
- 地域包括ケアの質の向上に積極的に貢献すること
- 令和7年度策定予定の基本計画に基づき早急に耐震化対策を実現すること

【現状・課題等】

- ・県立安芸津病院は急性期から在宅療養支援まで幅広い医療を広域的に提供しているほか、地域包括ケアの拠点的な役割を担う、地域にとって重要な施設である。このため、施設の耐震化など早急な安全確保への対応とともに、更なる機能の充実が求められる。
- ・地域の中核的病院として総合的な医療機能を発揮しつつ、現在の診療体制を維持し、医師等の人的確保や医療機器の更新などによる、専門医療提供体制及び救急受入体制の充実・強化を図る必要がある。
- ・「地域に密着した病院」として、病気の予防から治療、在宅への復帰まで、地域住民の健康増進に繋がる更なる取組みが必要である。
- ・患者や医療従事者などの安全を確保し災害時に役割を十分に果たせるよう、移転建替えなど施設の耐震化対応を早急に進める必要がある。

東広島市の取組状況等

44 県立安芸津病院の医療提供体制の維持・強化

- 県立安芸津病院は、安芸津町、竹原市、大崎上島町、呉市安浦町などを主な診療圏とし、病気の予防から治療、在宅への復帰まで、地域と一体となって地域住民の健康を支える取組みを進めている。
- 幅広い疾患に対応する総合医療機能を発揮しつつ、県立病院の使命として、広域的な医療や地域で不足する医療機能の維持・安定的な提供、救急受入体制の強化が求められている。
- 地域住民の健康と暮らしを支えるため、感染症に対するワクチン接種をはじめとした予防医療の強化や、在宅療養支援の充実など地域包括ケアの中心的な役割と更なる質の向上に積極的に貢献することが求められている。
- 旧棟は耐震化基準を満たしておらず、新棟も令和12年に法定耐用年数を経過することになる。直近では能登半島地震で震度7を記録するなど、大地震や津波がいつ発生してもおかしくない状況にあり、早急に耐震化対応を実現する必要がある。
- 今後の医療需要などを見据えた適切な規模・機能が整合する施設の耐震化対応を行う必要がある。

県立安芸津病院の現況(令和7年4月1日現在)

診療科目 内視鏡内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、リハビリテーション科、放射線科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科

救急医療体制 二次救急(病院群輪番制病院)

職員体制(常勤) 医師10人、看護師70人、その他35人

入院患者数 延べ 27,450人(令和6年度)

外来患者数 延べ 48,698人(令和6年度)



45 国立病院機構東広島医療センターの更なる拠点化

【提案先：厚生労働省、国立病院機構、広島県】

【提案事項】

- 地域救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の整備促進を図ること
- 地域周産期母子医療センターの安定的な運営に資すること
- 国立病院機構に対する新たな支援制度を創設すること

【現状・課題等】

- ・高度な救急医療提供体制を構築するため、医師をはじめとする医療従事者の増員や医療機器の整備・更新等が必要である。
- ・周産期医療の提供体制を維持するとともに、安定的な専門医師の育成・確保が必要である。
- ・公的病院等に対する特別交付税措置等と同様に、国立病院機構に対する支援制度の創設が必要である。

東広島市の取組状況等

45 国立病院機構東広島医療センターの更なる拠点化

- 広島中央二次保健医療圏は、小児科医や麻酔科医をはじめとする医療スタッフの確保の問題などにより小児二次救急及び三次救急医療の体制が未整備となっており、現実的には、東広島医療センターのみが高次の救命救急医療に対応しているが、対応できない重篤患者は圏域外に搬送しており、地域完結型の救急医療体制が構築できていない。
- 地域周産期母子医療センターではハイリスク新生児に対応するため、産科医や助産師に加え、眼科医、小児科医、麻酔科医の安定的な確保が必要である。
- 医師不足の解消と医療の高度化を実現するため、市は広島大学に寄附講座を設置し、東広島医療センターの診療体制の充実と人材育成を強化する取組みを行っている。

東広島医療センターの現況(令和7年4月1日現在)

診療科目 内分泌・糖尿病内科、精神科、腎臓内科、
脳神経内科、呼吸器内科、血液内科、消化器内科、
循環器内科、小児科、消化器外科、乳腺・内分泌外科
整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、
皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、
放射線科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、
歯科

救急医療体制 二次救急(病院群輪番制病院)

職員体制 医師114人(うち初期臨床研修医17人)、
看護師425人(常勤398人)、
その他259人(常勤129人)

入院患者数 延べ 109,389人(令和6年度)

外来患者数 延べ 153,899人(令和6年度)



46 骨髄ドナーに対する支援

【提案先：厚生労働省】

【提案事項】

- ドナーに対する補償給付制度を創設すること
- ドナーの提供率向上や登録数増加に繋がる総合的な施策を推進し、地方自治体が施策を実施するために必要な財源措置を行うこと

【現状・課題等】

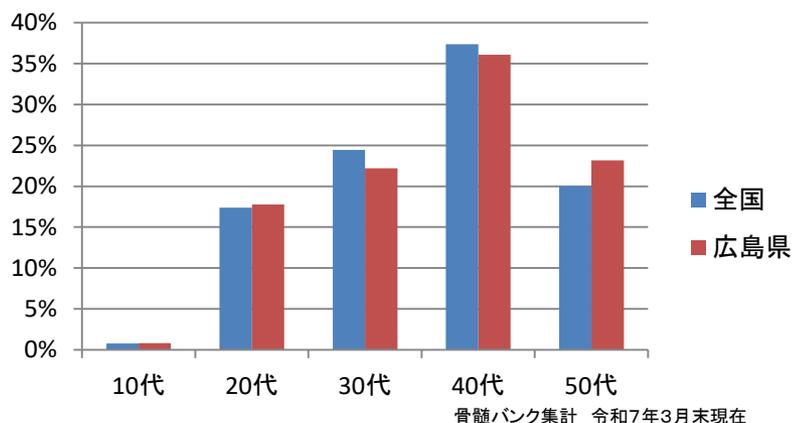
- ・ドナーの骨髄提供に当たっての検査・入院費等は骨髄バンク等が負担しているが、検査・入院時の休業補償等は対象外であるため、国において統一的な補償給付制度を創設することが必要である。
- ・ドナーが骨髄の提供に至らない理由等を把握・分析した上で、総合的な施策の実施や十分な予算措置を行う必要がある。

東広島市の取組状況等

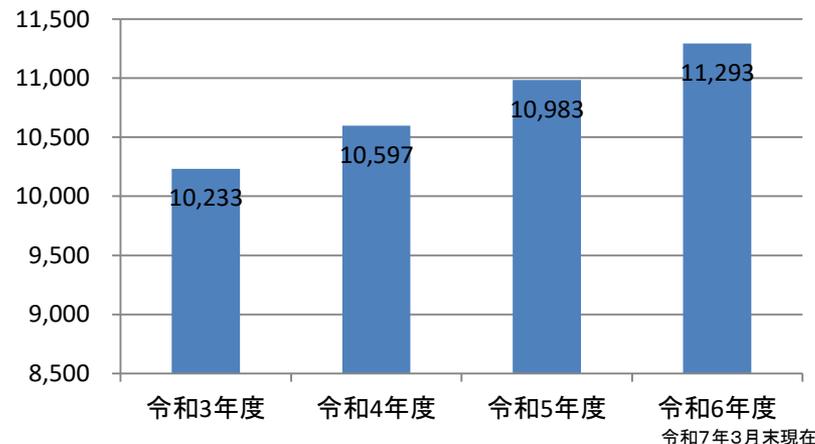
46 骨髄ドナーに対する支援

- 平成30年度、本市において骨髄等ドナーを支援する助成金制度を創設し、骨髄等の移植の推進を図っている。
- ドナー登録者の登録取消理由のほとんどが年齢超過のため、若年層のドナー登録数増加を中心とした安定的な新規登録者の確保が求められている。
- 骨髄バンク事業では、移植を希望する患者の約9割にドナー候補者が見つかるにもかかわらず、実際に移植に至るのは、患者の6割程度に留まっている。ドナー候補者が骨髄等の提供に至らない理由や求める支援を把握・分析することが必要である。

広島県内のドナー登録者数の年代別割合



広島県内ドナー登録者数



【骨髄バンクにおいて費用負担ができない主な例】

- ・提供前に健康確認のために医療機関受診が必要となった場合の受診費用
- ・検査、入院時の休業補償給付
- ・提供後に採取との因果関係が認められない症状が現れた場合の受診・治療費用等
- ・提供後の症状により勤労が困難になった場合の生活費
- ・骨髄バンク団体傷害保険における後遺障害保険適用後の治療費

典拠：公益財団法人日本骨髄バンク「ドナーのためのハンドブック」

【ドナーによる骨髄提供の安定化を図るために】

- ドナーに対する国の統一的な補償給付制度が必要である。
- 新規登録者の確保を図るための広報及び支援等、各自治体の創意工夫による施策を展開するための財源措置が必要である。

47 介護人材確保のための処遇改善

【提案先：厚生労働省】

【提案事項】

○ 介護人材の確保、定着するための財政措置を講じること

【現状・課題等】

- ・介護人材不足は全国的な課題で、賃金の低さが離職の要因の一つとなっており、国による処遇改善加算の改正などにより、介護職員の給与はアップしてきているが、全産業平均との給与格差が約6万9千円から約8万3千円に拡大している状況となっている。
- ・今後、生産年齢人口は減る一方、介護サービスの需要が高まることによる介護現場の人材確保は喫緊の課題である。
- ・国において、適切な報酬単価を設定するとともに、介護人材確保につながる財政措置の拡大と効果的な対策を講じる必要がある。

東広島市の取組状況等

○市内で介護サービスを提供する事業者に対し、介護人材の確保・定着を目的とした支援を実施している。

- ・介護事業所に対し、働きやすい職場環境づくりのための各種研修会の実施。
- ・介護ロボットやICT機器等を導入する介護事業者に対する経費の一部補助。
- ・介護サービスを提供するうえで、必要な資格取得の費用を負担した介護事業者に対する経費の一部補助。
- ・事業所への介護サポーターの導入促進。

○将来にわたって市内介護施設で活躍する外国人介護人材の確保・育成を目指すため、雇用に係る経費の助成を行っている。

○福祉・介護領域で活躍する人材の育成及び地域への就業の促進を目的として、中高生、専門学校生及び大学生を対象に、介護の体験イベント、介護事業所見学会、ワークショップ等を実施し、「介護の仕事」に対する理解促進及び介護の魅力発信を行っている。



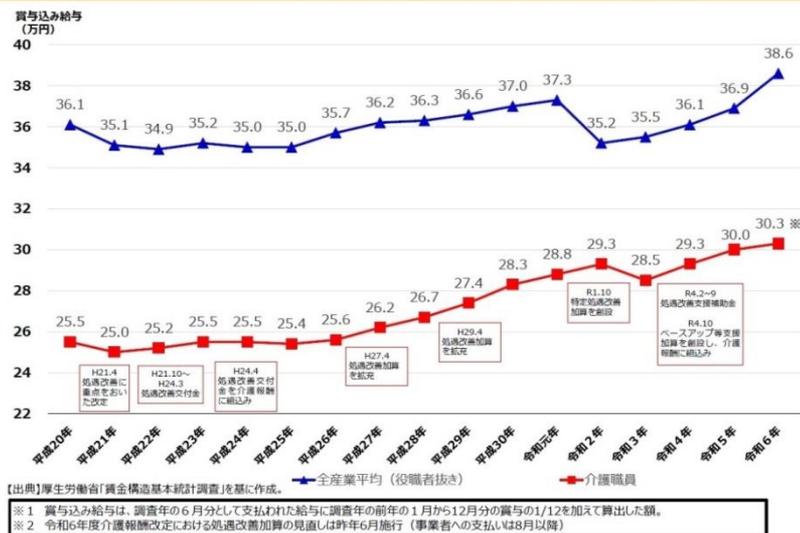
R6.6.18 高校生の介護事業所見学会



R6.11.24 介護体験イベント

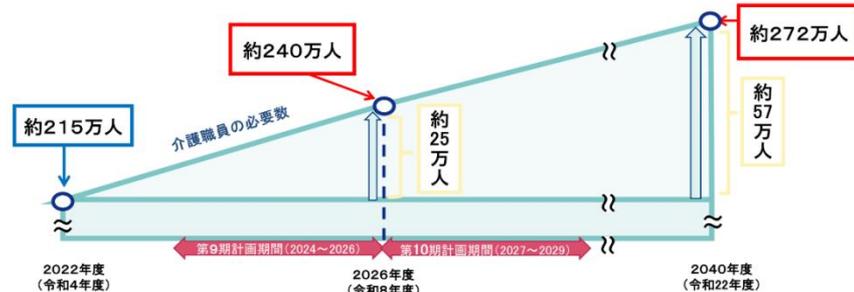
47 介護人材確保のための処遇改善

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



【出典：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会（第245回）資料抜粋】

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について



【出典：厚生労働省「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第5回資料抜粋）】

48 障がい者の計画相談支援等の充実に向けた報酬算定構造の見直し

【提案先：厚生労働省】

【提案事項】

- 相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援を評価し、報酬に反映する項目を創設すること
- 専任体制で安定した事業運営を行えるよう、相談支援及び障がい児相談支援の基本報酬の増額を含む報酬算定構造の見直しを図ること

【現状・課題等】

- ・本市では、障がい者（児）数が増加しているが、令和6年度の相談支援専門員数は44人で、令和2年度より5人減少していることから、相談支援体制の充実が課題である。
- ・相談支援事業所の拡充のためには、基本報酬の引き上げ及び算定構造の見直しが必要である。

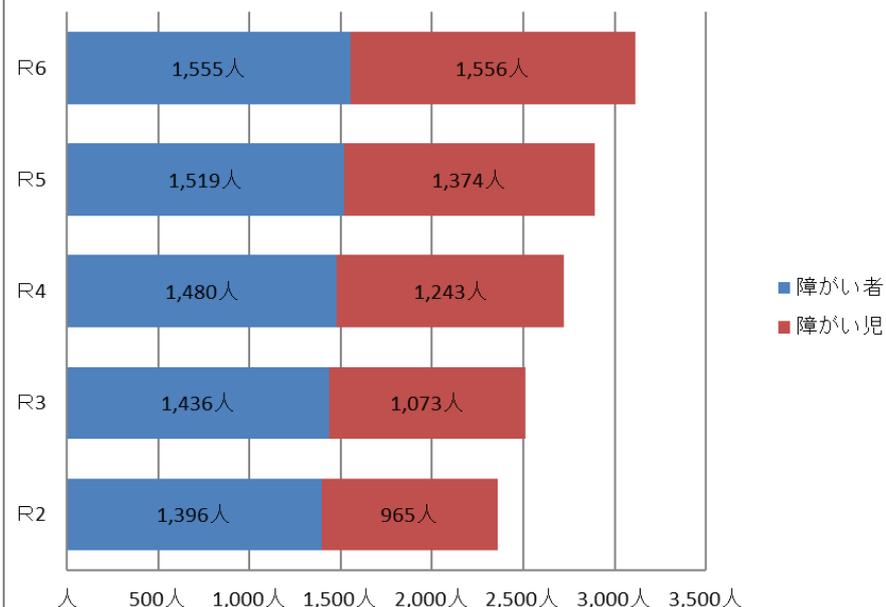
東広島市の取組状況等

48 障がい者の計画相談支援等の充実に向けた報酬算定構造の見直し

○本市の障がい福祉サービスの給付決定者は年々増加しており、相談支援専門員によるサービス等利用計画（以下、「利用計画」という。）策定のニーズは高まっている。一方、相談支援事業所の数は平成30年度末から横ばいである。

○また、本市のセルフプラン率（利用計画のうち、相談支援事業所ではなく、障がい者本人（又は、保護者）が作成するセルフプランの割合）は令和6年3月の調査時において、計画相談支援については6.4%と全国平均の15.8%より低いものの、障がい児相談支援については48.7%と全国平均の30.7%より高く、相談支援専門員が不足している状況が推察される。

障がい福祉サービス決定者数の推移



(相談支援事業所数の推移)

	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
障がい者	8	8	8	9	10
障がい児	16	16	16	17	18
合計	24	24	24	26	28

49 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設

【提案先:こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

○ こどもの医療費助成を国の施策として実施すること

【現状・課題等】

- ・こどもに対する医療費助成は少子化対策の一環として行われてきたが、自治体の規模や財政状況等により格差が生じている。このため、全てのこどもが、どこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるよう、国の施策として統一的に実施する必要がある。

東広島市の取組状況等

49 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設

○広島県内においても、市町によって通院及び入院に際しての助成対象範囲に差が生じている。(表1、表2)

○こどもの医療費助成制度は、子育て世帯の経済的負担の軽減や移住促進策として拡充されてきたが、近年は少子化対策の一つとして全国的に拡充の動きが顕著になっている。

本市においても令和6年10月から助成の対象となる通院の対象を高校3年生相当(18歳になる年度の3月31日まで)に拡大するとともに、所得制限を廃止した。

○一方、本制度の基礎をなす都道府県の市町村に対する補助も、対象年齢や所得制限、一部自己負担の有無が異なっており、そのことも自治体によってサービス水準に格差が生じている要因の一つになっている。(表3)

表1 県内市町における実施状況(R7年4月時点)

	～中学3年生	～18歳年度末
通院・入院	19市町 (本市、呉市ほか)	
	4市町 (広島市、福山市ほか)	

【出典】 福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況(広島県)
乳幼児医療費公費負担制度について(広島県・県内市町)

表2 県内市町における所得制限の有無(R7年4月時点)

所得制限	有	無
	2市町 (広島市及び海田町)	21市町 (本市、福山市ほか)

【出典】 福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況(広島県)
乳幼児医療費公費負担制度について(広島県・県内市町)

表3 都道府県における実施状況(R6年4月時点)

通院	～就学前	～18歳年度末	その他
	19道府県	27都道府県	1県
	所得制限なし	所得制限あり	その他
	24道府県	22都道府県	1県
	自己負担なし	自己負担あり	その他
	10県	36都道府県	1県

入院	～就学前	～18歳年度末	その他
	14道府県	32都道府県	1県
	所得制限なし	所得制限あり	その他
	22道府県	24都道府県	1県
	自己負担なし	自己負担あり	その他
	12都県	34道府県	1県

【出典】 令和6年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」(こども家庭庁)

50 特別な配慮を要する子どもへの総合支援制度の創設

【提案先：内閣府、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁】

【提案事項】

- 特別な配慮を要する子どもが全国的に急激に増加していることから、成長段階に応じた総合的な支援制度設計を国において責任をもって行うこと

【現状・課題等】

- ・発達障がいなど特別な配慮を要する子ども(要配慮児童・生徒)は全国的に年々増加している。
- ・保育施設、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて、要配慮児童・生徒の切れ目ない支援を行うには、各制度個別での対応に限界が生じている。
- ・各制度の共通課題である、要配慮児童・生徒に対する専門的知見を有する人員の確保・育成、社会的資源の不足に対応するため、制度の一体的な見直しが必要である。例えば、専門性を有した放課後児童クラブの環境整備や、保育・教育分野を横断して児童発達支援で活躍できる専門人材の養成など、新たな総合的支援制度の創設が必要である。

東広島市の取組状況等

50 特別な配慮を要する子どもへの総合支援制度の創設

【本市の要配慮児童・生徒の状況】

○保育施設、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて、要配慮児童・生徒の支援を円滑に行うために、適切な人員の配置、施設の開設などに関して、各制度の垣根を超えた総合的な支援制度が求められている。

【保育施設】

○加配保育士の配置により、要配慮児童の受け入れを行っている。
○深刻な保育士不足の中、加配保育士を確保することで、保育士不足に拍車がかかり、年度途中の待機児童、人員配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」等への対応に影響が出ている。

【小・中学校】

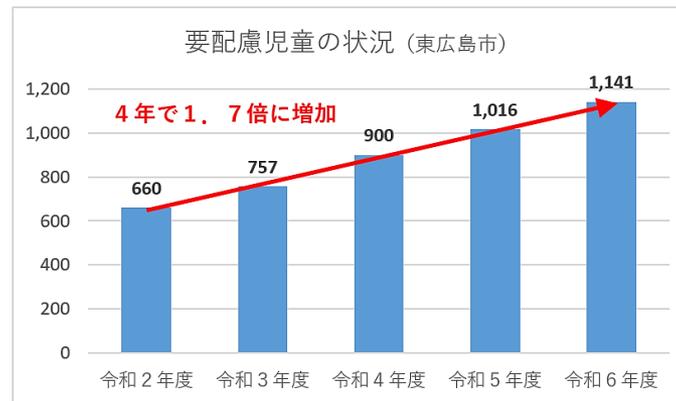
○要配慮児童・生徒に対し特別支援教育を円滑に行うため、市独自で通常の学級には学校教育支援員、特別支援学級には教育補助員を配置するほか、教諭の専門性向上のため特別支援教育相談員を任用し、各校に派遣しているが、更なる人材の確保が求められている。

【放課後児童クラブ】

○要配慮児童の個々の特性に合った支援を行うには、専門的知見を有する職員の配置やクールダウンのための専用スペースを確保するなど環境づくりが必要だが、人材・施設環境ともに確保が困難となっている。
○要配慮児童の対応が増加し、常勤支援員の負担感が大きく、離職につながる要因の一つとなっている。

【放課後等デイサービス】

○市内に49事業所あるものの、地域的に偏在しており、事業所のない人口減少地域では、放課後児童クラブが実質的な受け皿となっている。
○要配慮児童・生徒の個々の特性に合った支援を行うには、療育に携わる関係機関と家族間の調整を行う必要があるが、その役割を担う相談支援専門員の不足により、家族によるセルフプランに頼らざるを得ない状況にある。



※発達障がいなど特別な配慮を要する子どもの数の推計値（18歳未満が対象）
（障がい児支給決定者－身体・知的障害者手帳所持者）

※障がい児サービス支給決定者とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の支給決定をした児童をいう

51 待機児童の解消のための大幅な処遇改善等

【提案先：内閣府、こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

- 保育士の大幅な処遇改善及び業務負担軽減を実現するために必要な財源措置及び施策を確実に実施すること

【現状・課題等】

- ・全職種平均賃金より低給であることから、保育士確保が難航している。
- ・保育士確保が十分進まない結果、保育現場の負担も解消できていない。
- ・保育士志望者が減少傾向にあり、今後の安定的な確保が懸念される。
- ・保育士配置基準の見直し、こども誰でも通園制度等への対応も困難である。
- ・市単独では財源確保が困難であり、また、施策効果も限定的である。
- ・さらなる処遇改善の推進と、運営費の給与相当部分が確実に保育士給与に充当できるよう給与基準額を国が設定して義務付ける必要がある。

東広島市の取組状況等

51 待機児童の解消のための大幅な処遇改善等

【東広島市の取組状況】

○市中心部の急速な宅地化と低年齢児の保育需要の増加に対応するため、受け皿整備に努めてきた。

(公立保育所の民営化、未移行幼稚園の認定こども園化など)

○市独自の保育士確保策に取り組み、私立保育施設を中心に、大幅な保育士増を達成している。

(私立保育士への最大200万円の直接給付、保育士1人当たり月1万円を施設経由で間接補助、保育士の子どもに係る保育料免除など)

【提案の背景】

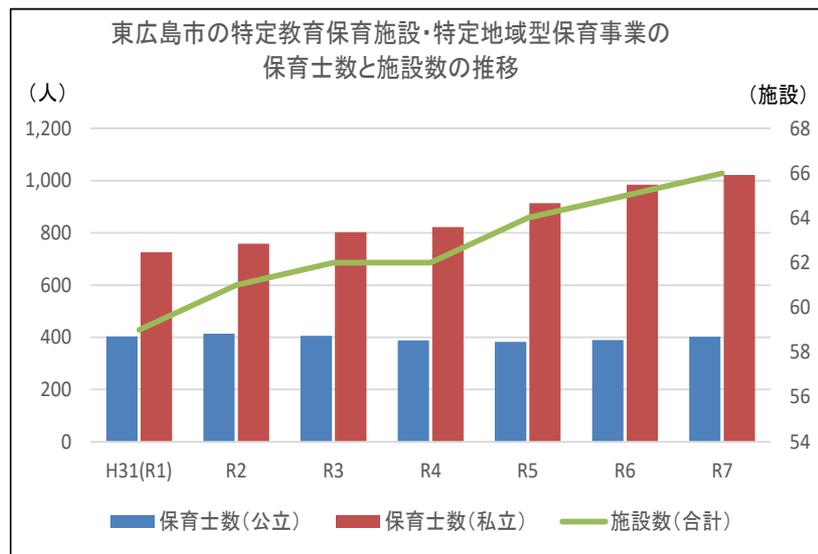
○低年齢児の保育需要が増えていることや支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、

年度途中の待機児童解消には至っていない(R6.3:42人、R7.3:41人)。

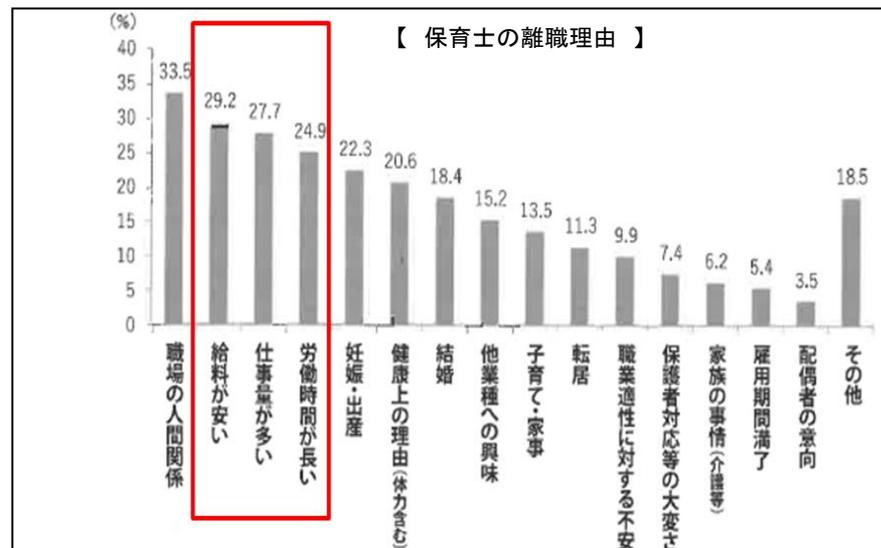
○保育士の賃金は、依然として全職種平均に比べ低い。(▲60,100円/月)【出典】令和6年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

○保育士不足により、余裕のあるシフト体制が組めず、保育士の働き方改革も進んでいない現状がある。

○保育士配置基準の見直し、こども誰でも通園制度に対応するためにも、さらなる保育士確保が必要であるが、保育士養成校の募集停止、定員割れ、他業種への就職者増加などにより、保育士志望者は減少傾向にある。



注)各年4月1日現在



【出典】「東京都保育士実態調査」(令和元年5月)東京都福祉保健局

52 障がい児保育に係る財源措置

【提案先：内閣府、こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

- 障がい児保育について、保育施設における加配保育士等の配置に係る人件費を公定価格に適正に反映させること。

【現状・課題等】

- ・支援が必要な児童は年々増加している。(添付グラフを参照)
- ・私立保育施設が加配保育士を雇用するための人件費を各自治体が独自補助制度で支援している現状では、児童の支援体制に格差が生じている。
- ・公定価格の療育支援加算額は単価が低いため、必要な保育士数を雇用できない。
- ・児童の支援に必要な人員を確保するために、公定価格における療育支援加算額や対象児童及び配置職員の要件緩和等の見直しによる安定的な財源措置が必要である。

東広島市の取組状況等

52 障がい児保育に係る財源措置

【東広島市の取組状況】

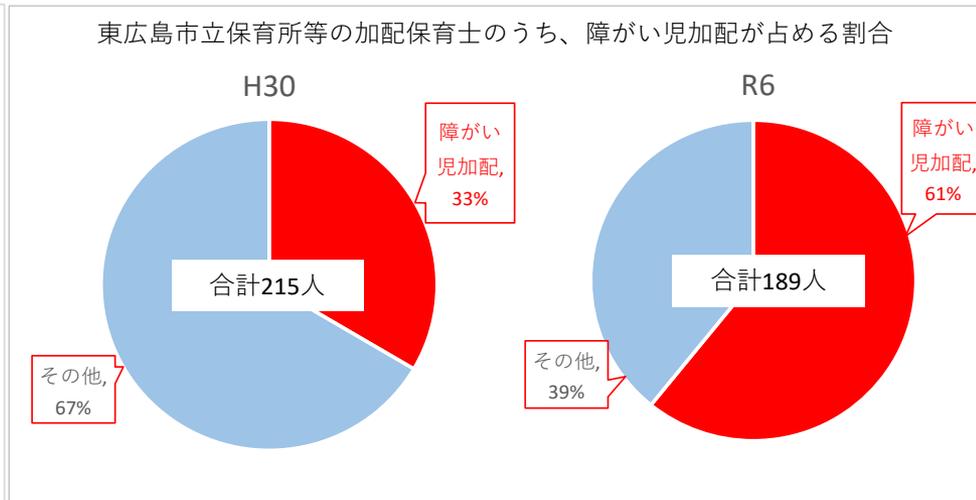
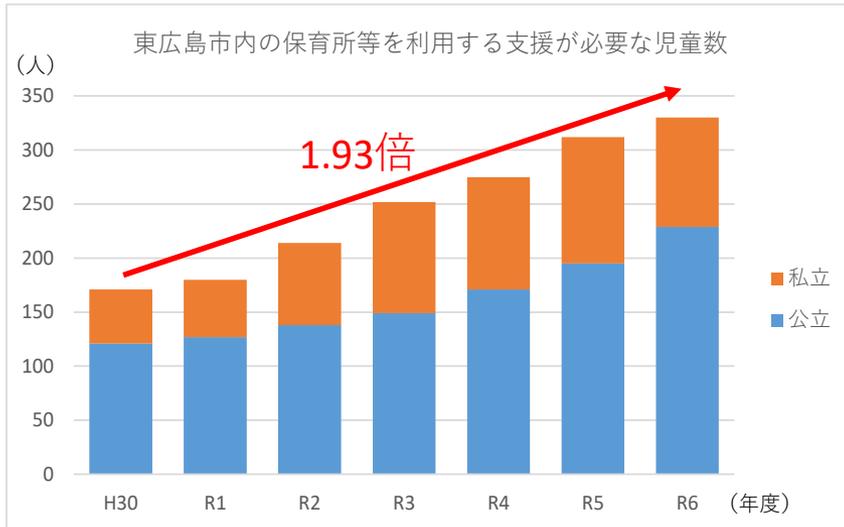
- 市内の医療機関等と連携し、発達障がい等の配慮を必要とする児童の健やかな成長を支援している。
- 公立保育施設において、限られた職員数の中で、加配保育士の配置を行っている。
- 私立保育施設に対し、市独自の補助制度を設けて、障がい児の受入促進を図っている。(R7予算:1億2,381万円)

【提案の背景】

- 支援が必要な児童は年々増加している。



- 私立保育施設が加配保育士を配置する場合の財政支援は、主に地方交付税を原資とした独自施策となるが、本市の財政力では人件費相当額を全額交付することは困難であり、受入数が伸び悩んでいる。
- 公立保育施設では、障がい児加配として配置する保育士の割合が増えたため、通常の配置基準を満たすための職員配置やシフト調整が困難になりつつある。



注)上記人数は、あくまで、保護者が児童の障がい等があることを受容して手帳等により支援の必要性を確認できる人数に限る。

保護者が受容していない場合、国や市独自の障がい児保育事業に係る補助の対象とならないが、実際には保育現場では支援が必要な児童が多いため、その分多くの保育士を必要としている。

53 人口減少地域(本市北部地域)への放課後等デイサービス事業所などの開設支援

【提案先:厚生労働省、こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

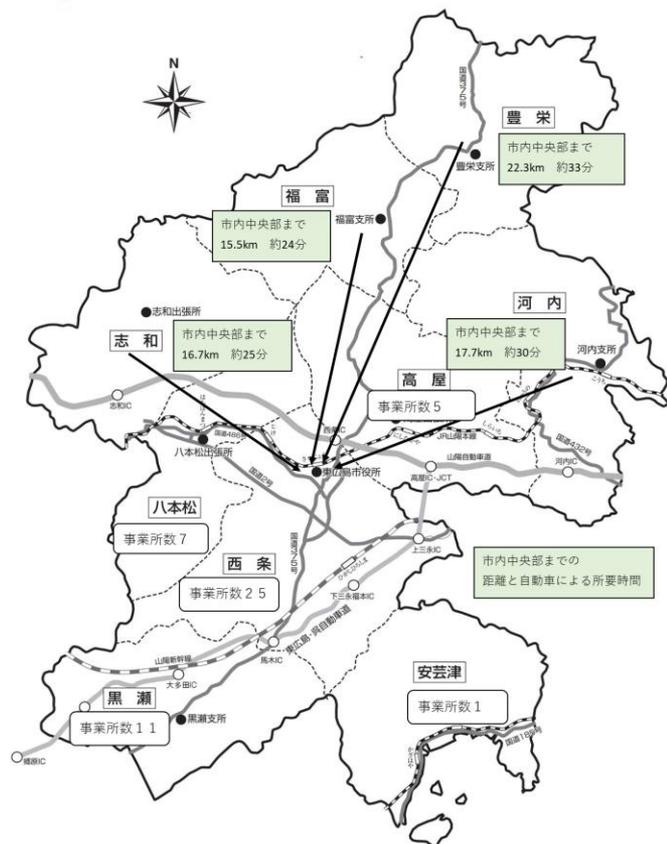
- 人口減少地域(本市北部地域)に新規参入する事業所の開設に係る補助金を創設すること
- 人口減少地域(本市北部地域)を含む特定地域加算対象地域に居住する児童の放課後等デイサービス利用に伴う加算を創設すること
- 放課後等デイサービス事業所が開設されていない地域において、要配慮児のみを受け入れる放課後児童クラブに対する財政支援を行うこと

【現状・課題等】

- ・人口減少地域(本市北部地域)では、放課後等デイサービス事業所が偏在していることから、利用できるサービス提供資源の偏在の解消が必要である。
- ・人口減少地域(本市北部地域)への事業所開設のための補助制度の創設が必要である。
- ・放課後等デイサービス事業所が開設されていない地域において、新しい形態の要配慮児に適した環境を提供する放課後児童クラブに対する補助制度が必要である。

東広島市の取組状況等

53 人口減少地域(本市北部地域)への放課後等デイサービス事業所などの開設支援



放課後等デイサービス事業所数 (令和7年3月末)

西条	高屋	八本松	志和	黒瀬	安芸津	福富	豊栄	河内
25	5	7	0	11	1	0	0	0

【現状と取組状況】

○居住地域に影響を受けず、個々にあった療育を受けるために放課後等デイサービス事業所などの資源の偏在を解消していくことが必要である。

○人口減少地域(本市北部地域)に居住する発達に障がいのある児童については、提供エリアや送迎時間などに制約があるため通所できる放課後等デイサービス事業所が限られており、学童保育等を利用している。学童保育利用において、著しい強度行動障がいなど学童保育の環境では対応が難しい事例が生じている。

放課後児童クラブにおける要配慮児童数の推移(公立のみ)

《市内全域》

《本市北部地域》

年度	要配慮児童数	利用児童数	割合	年度	要配慮児童数	利用児童数	割合
R2	203人	2,649人	7.66%	R2	32人	179人	17.88%
R3	200人	2,524人	7.92%	R3	24人	167人	14.37%
R4	205人	2,522人	8.13%	R4	37人	168人	22.02%
R5	219人	2,569人	8.52%	R5	30人	171人	17.54%
R6	246人	2,578人	9.54%	R6	34人	172人	19.77%

54 子ども・子育て支援交付金の拡充による要配慮児支援強化

【提案先:こども家庭庁、広島県】

【提案事項】

- 放課後児童クラブにおける障がい児加配支援員の補助基準額を増額すること

【現状・課題等】

- ・要配慮児が増加しているが、支援員の確保が困難なため、加配支援員を配置できず、補助員が日替わりで支援をしており、障がい児に安定した支援が提供できていない。
- ・障がい特性の個人差が大きく、専門的な知見を持つ職員の配置が必要になっている。
- ・障がい児加配支援員確保のため、財政支援の拡充が必要である。

54 子ども・子育て支援交付金の拡充による要配慮児支援強化

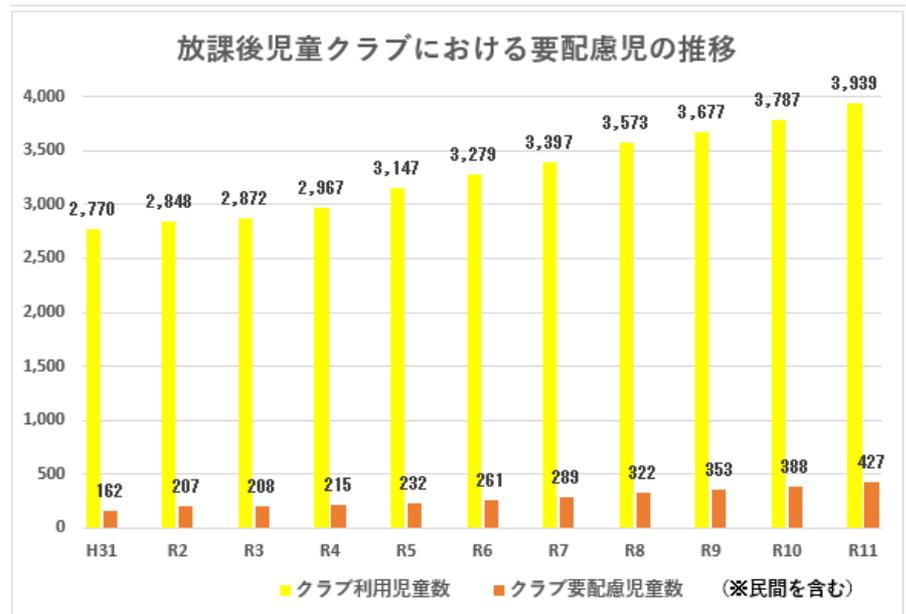
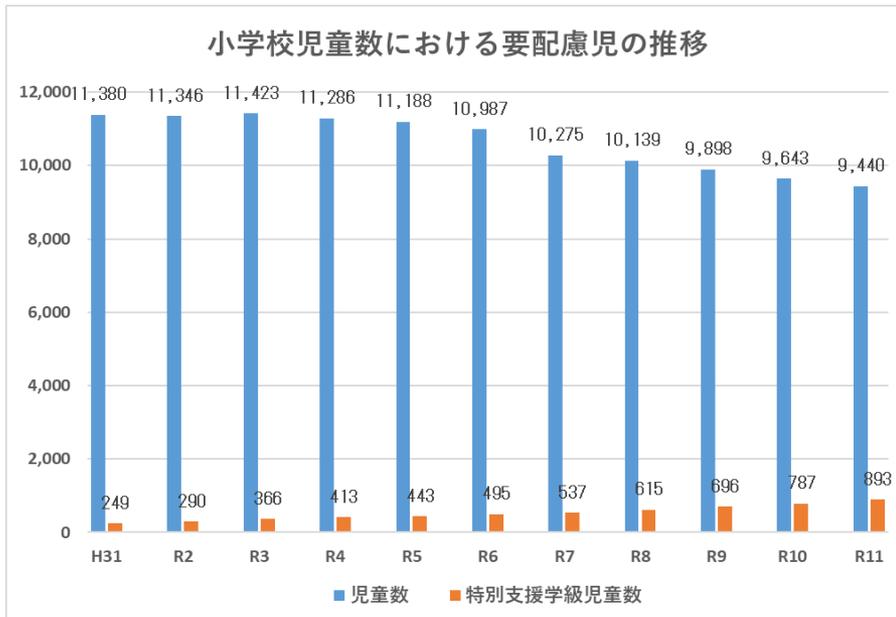
東広島市の取組状況等

- 共働き世帯の増加に伴い、利用児童数は増加しており、待機児童を発生させないため、定員(専用区画から児童一人につき概ね1.65㎡以上となるよう算出)120%で受入れを行っている(一部周辺地域では100%)。
- 利用児童数はこの5年(R2-R6)で423人増加、来期(R7-R11)では725人増加見込みである。また、その1~2割が要配慮児童であり、その割合も増加している。
- 小学校における「特別支援学級」も増加しており、この5年で2倍に増加。小学校では特別支援学級を増設し、要配慮児童の増加に対応しているが、放課後児童クラブでは対応できる人材・場所の確保策が不十分である。
- 障がい児加配支援員は、R7は61人必要なところ、42人しか確保できていない。
- 障がい特性への対応が高度化しており、支援員への研修を受講しただけでは対応できていない。加配支援員ではなく、常勤支援員以上の専門的知見を有する職員の配置が必要である(心理士、作業療法士等)。

市内中心部の大規模いきいきこどもクラブでの様子



《小学校生徒児童数及び放課後児童クラブ利用児童数における要配慮児の推移》



55 デジタル地方創生の推進

【提案先：内閣府、デジタル庁】

【提案事項】

○ デジタル人材が地方に定着し、継続的に活躍できるよう支援すること

【現状・課題等】

- ・デジタル地方創生を推進するにあたっては、地域のデジタル化を担う人材の育成が不可欠である。さらに、そうした人材が地域で継続的に活躍していくためには、人材を支援し、連携を促進するネットワークや団体の形成が重要である。
- ・地域のIT人材や、それらの人材が所属する団体が、自治体や地域企業に対して地域ニーズに即したサービスを提供し、持続的にその役割を担う体制を構築することにより、地域DXの推進、地域課題の解決、そして若年層の雇用創出が期待される。このような観点から、公共が本取組みに関与する意義は大きいと認識している。
- ・これらの活動を担う団体が地域に持続的に根付いていくためには、立ち上げ段階における活動費の確保が不可欠である。特に、団体が安定した運営体制を確立するまでの間は、外部からの支援や財源の確保が課題となる。

○本市では、「次世代学園都市構想」や「Town & Gown」などの取組みにより、大学と大手企業が連携し、デジタル技術を活用した先進的なプロジェクトが進められている。一方で、市内の中小企業に対する生産性向上の支援や、地域課題の解決につながる取組みは、依然として十分とは言えないのが現状である。

○本市には、情報系学部を有する大学や半導体関連企業、特徴的なデジタル人材など、さまざまな分野で活躍する企業や技術者が存在している。しかし、これらの取組みは個別にとどまっており、十分な連携や相乗効果が生まれていない。

○こうした状況を踏まえ、本市では、地域や団体のデジタル化や中小企業の実産性向上を図るため、企業や人材の連携を促進し、デジタル人材のネットワーク形成を進めている。この取組みにより、地域の実情に即したデジタル化が可能となり、持続可能な地域社会の実現に貢献することが期待されている。

○将来的には、このネットワークを基盤として、デジタル人材の活躍を支える団体の発足や安心してデジタル技術を使うための支えあいの場の形成を促進する取組みへとつなげていくことを目指している。

56 地方公共団体情報システムの標準化に係る支援等

【提案先：総務省、内閣府、デジタル庁】

【提案事項】

○ 地方公共団体情報システムの標準化に向けた財政支援の充実を図ること

【現状・課題等】

- ・地方公共団体情報システムの標準化について、期限内に移行を完了するシステムと、事業者のリソースひっ迫による開発遅延により期限内に移行困難となった特定移行支援システムがあり、移行過渡期に発生する連携費用など、移行に係る経費が非常に大きいため、移行の関連経費は全額補助対象とするなど財政支援の充実が必要である。
- ・システム標準化対応後の費用についても、ガバメントクラウド利用料のほかネットワーク費用、システム利用料、保守運用費など、これまでよりもランニング費用の増大が見込まれるため、コスト抑制策として、標準的な利用料を国で情報集約し、公開・共有する仕組みが必要である。

○ 特定移行支援システムが移行完了するまでの間は、過渡期連携として別途データ連携の仕組みを構築する必要があり、その構築経費も補助対象となることは承知しているが、それらを含めた標準化に必要なシステム改修経費が全額補助金で充足される状況ではない。

そのほか、アプリケーション利用料やミドルウェア費用など、対象外となる経費もあるため、補助対象範囲の拡充及び補助上限額の上乗せなど、更なる財政措置が必要である。

○ ガバメントクラウド利用料については、ディスカウントされて費用の低減を図ることが可能と言われているが、今年度以降、どの程度の費用低減が可能となるのかの詳細が示されていない。

また、標準化後のシステム利用料、保守運用費について、システム提供事業者に対し、国から適正な価格設定を指示するとともに、標準的な利用料として情報を集約、公開し、各団体に共有する仕組みが必要である。

57 窓口システムと内部の事務処理システムが連携した自治体の業務システムデータを活用する標準的な仕組みの整備・運用

【提案先：総務省、内閣府、デジタル庁】

【提案事項】

○ 窓口システムと内部の事務処理システムが連携した自治体の業務システムデータを活用する標準的な仕組みの整備・運用の推進を図ること

【現状・課題等】

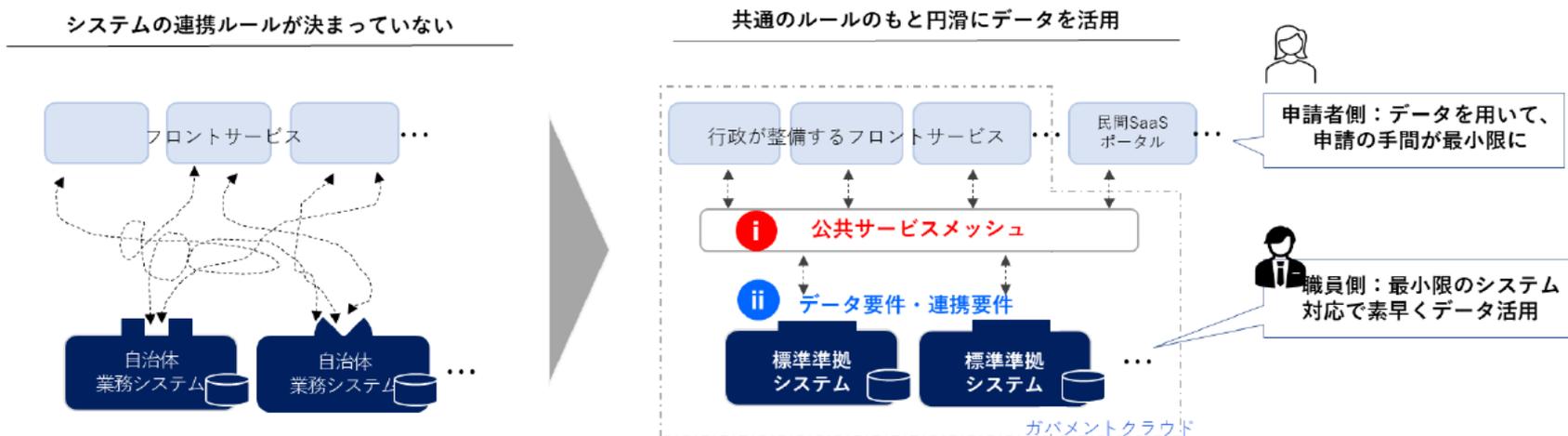
- ・本市では窓口システムとして、令和5年度より窓口DXSaaSを導入しているが、窓口システムと内部の事務処理システムがそれぞれ独立したシステムとなっているため、オンラインのデジタル情報を印刷し、手入力で連携するという状況が生じているが、それらをシステムでつなげるためには、各自治体が個別に開発する必要が生じるため、開発コストが高くなり、極めて非効率である。
- ・そのため、システム間連携をデジタルで処理ができるよう、標準準拠システムと窓口システムなどのフロントサービスをデジタルで連携できる全国共通の仕組みを整備いただき、各自治体が利用できるよう運用していただく必要がある。

東広島市の取組状況等

57 窓口システムと内部の事務処理システムが連携した自治体の業務システムデータを活用する標準的な仕組みの整備・運用

・本市では令和5年度より窓口DXSaaSを導入しているが、窓口のシステムと内部の事務処理システムがそれぞれ独立したシステムとなっており、RPAなどを活用することで手入力による非効率の改善を個別に図っている。しかし、窓口のシステムと内部の事務処理システムのいずれもデジタル化されたシステムにおいて、デジタルデータをそのまま連携できないのであれば根本的な解決とは言えず、それらを各自治体が個別に開発するとコストが高くなり、極めて非効率である。

・そのため、標準準拠システムと窓口システムやマイナポータルなどのフロントサービスを連携する共通の仕組みを国として整備し、各自治体が利用できる形で運用されれば、データを活用した住民サービスの実現がより容易になる。



58 物価高騰対策及び米国による相互関税等に関する支援

【提案先：内閣府、経済産業省】

【提案事項】

- エネルギー・食料品等物価高騰対策に伴う地方の財政負担の増大に対し必要な財源を確保すること
- 関税措置の内容や地域経済への影響に関する情報提供を迅速に行うこと
- 関税措置の影響を受ける市内中小企業等への支援に必要な財源を確保すること

【現状・課題等】

- ・国際情勢の変化による電力・ガスをはじめ、エネルギー・食料品等の物価高騰や、ゼロ金利政策等の解除など金融政策の転換による影響は、市民生活や事業経済活動において、長期化・深刻化している。
- ・これに加え、自動車関連産業や半導体関連産業を中心に、地域経済の活性化をけん引している本市においては、マツダをはじめとする自動車関連のサプライヤーが集中しており、米国の関税措置の影響が大きいことが懸念される。
- ・関税措置の影響見通しが不透明な中、今後の状況に応じた柔軟な対応と市内中小企業等の経営安定化への支援策の強化が必要である。

【取組状況】

- ・市民の抱える諸課題に緊急に対応するため、低所得世帯や子育て世帯をはじめとした生活者支援や保育施設や学校施設、市内中小企業等の抱える諸課題に対応するための物価高騰対策支援等の予算を機動的に編成しており、継続的な支援が必要だが、一般財源での負担が常態化しており、財源の確保が課題となっている。
- ・また、令和7年4月10日には米国の関税措置により影響を受ける市内中小企業等の資金繰りや経営に関する相談に応じるため、特別相談窓口を設置した。
- ・さらに、関係機関による情報連絡会議を開催し、米国の関税措置の影響についての情報共有を図っている。

【今後に向けた検討】

- ・物価高騰や米国の関税措置による影響が不透明な中、今後も地域特性に応じた継続的かつ包括的な支援策を講じる必要がある。
- ・市民や市内中小企業等の抱える諸課題へ対応するため、相談窓口の設置や関係機関との情報連絡会議による情報収集を図りながら、市内の経済状況の把握に努めていく。
- ・関税の影響を大きく受ける市内中小企業等に対する資金繰りの支援、経営指導、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化等、状況に応じた支援策の強化が必要である。
- ・本市の地域経済を支える自動車関連産業に関連する中小企業等への影響を最小限に抑えつつ、半導体関連産業の集積に向けた取組みを加速させ、持続的な成長を目指す。

59 地域の特性を活かした地方創生の推進

【提案先：内閣府】

【提案事項】

- 地方の創意工夫による戦略を財政的に支援すること
- 若者や女性など多様な主体が地方に定着し、活躍するまちに向けた企業の本社機能の地方移転促進を支援すること

【現状・課題等】

- ・本市の人口は増加傾向にあるものの、周辺地域においては過疎化に歯止めがかからない状態で人口偏在に課題を抱えており、地方に仕事をつくり、人の流れをつくる地方創生の取組みをより推進する必要がある。
- ・今後、地方創生に資する施策をより効果的に推進するためには、より高い充当率を持つ交付金の確保や、交付金にかかる地方自治体の財政負担に対する交付税措置など、財政的支援が必要である。
- ・加えて、地方からの人口流出を抑制するためには、企業の本社機能の地方移転を促進するとともに、多種多様な職種の創出、個人の多様性が尊重される職場環境の整備、そして地方への税源移譲といった施策を総合的に展開していくことが重要である。

東広島市の取組状況等

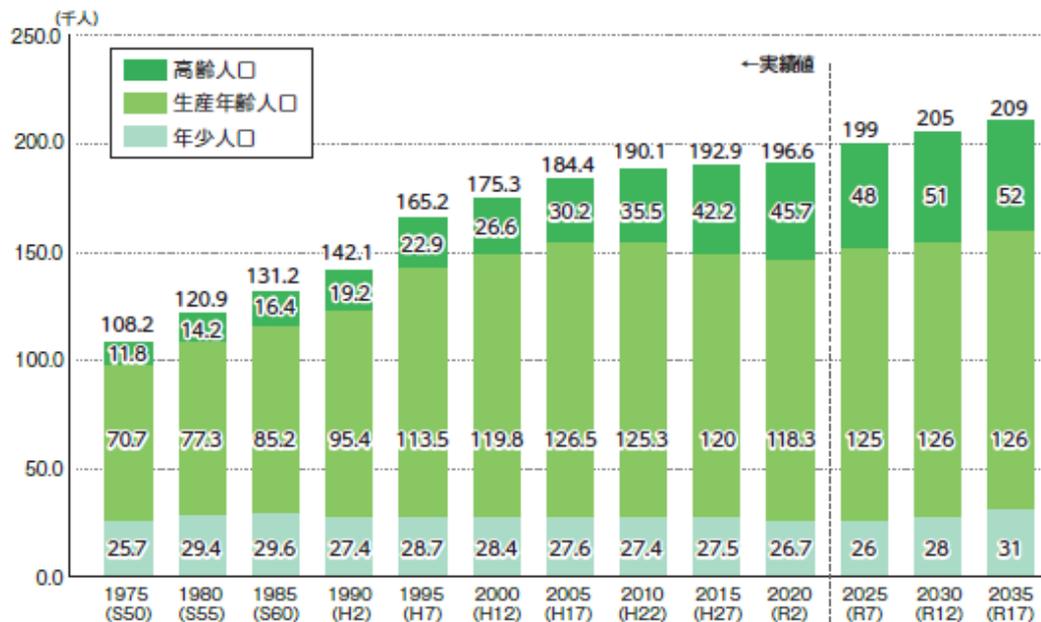
59 地域の特性を活かした地方創生の推進

魅力的な仕事づくりや交流・関係・移住人口の増加へ向けた拠点整備など、地域特性を活かしながら、地方創生のための交付金を活用し若者をはじめ、人口定着への取組みを進めている。

【地方創生交付金の実績】

年度	総事業費	交付金	充当率等
令和4年度	268,194千円	134,097千円	地方創生推進交付金 1/2 デジタル田園都市国家構想交付金 1/2
令和5年度	440,633千円	220,317千円	デジタル田園都市国家構想交付金 1/2
令和6年度	246,177千円	122,690千円	デジタル田園都市国家構想交付金 1/2

【総人口の推移と将来予測】



【若者が活躍するしごと創出と地元定着促進】



中小企業の支援とDX人材の活用で企業の魅力とデジタル化を促進し、大学生との関わりを深めて就職先としての認知を高め、人と仕事の誘導を目指す。

【行政機関の地方分散と科学技術拠点】



広島大学と連携しながら、地域振興や産業支援の地域拠点として、酒類の高度な分析や品質評価、研究開発を実践。